# 城陽市国土強靱化地域計画

令和2年(2020年)6月

城陽市

## 目 次

はじ	こめに	1
1	計画の趣旨	1
2	計画の位置付け	2
3	計画期間	2
第 1	章 基本的な考え方	3
1		
2	— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
笙っ	:章 城陽市の地域特性等	6
<b>新</b> 4	. <b>早 -                                  </b>	
2		
3		
第3	章 脆弱性評価	9
1	想定するリスク	9
2	起きてはならない最悪の事態	11
第4	· 章 計画の推進方針	13
1	施策分野	13
2	施策分野毎の推進方針	13
第5	: 章 計画の推進	43
1	計画の進捗管理	43
2	施策の重点化	43
資料	↓「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果	45
		71

## はじめに

#### 1 計画の趣旨

近年、気候変動等に伴いこれまでに経験したことのない豪雨等による土砂災害・風水害が増加している。また、南海トラフ地震等が遠くない将来に発生する可能性があると予測されていることや東日本大震災及び熊本地震で発生した甚大な被害等から得られた教訓を踏まえて、これまでの想定を上回る災害リスクへの対応が求められている。そのため、従来の防災・減災のあり方を見直し、総合的な防災・減災対策に取り組むことが急務となっている。

また、長年にわたって築かれてきた生活や経済の基盤である社会資本の老朽 化対策が極めて大きな課題となる時期を今後迎えることから、これによって社 会生活や経済が機能不全に陥ることのないように、公共施設等の更新・統廃合 ・長寿命化等を計画的に進めることも急務である。

こうした中、大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向け、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成25年12月に、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)(以下「強靱化基本法」という。)が公布・施行され、平成26年6月には、強靱化基本法第10条に定める「国土強靱化基本計画」が閣議決定された。国は、国土強靱化推進本部を設置し、強くしなやかな国民生活の実現を図る国土強靱化の取組を推進することとしており、平成30年12月14日に近年の災害の知見や施策の進捗状況を踏まえ、国土強靱化基本計画の変更を行っている。また、京都府においても、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、府民、京都府及び国、事業者等とともに強靱で安心・安全な地域づくりを進めていくため、平成28年11月に京都府国土強靱化地域計画が策定されている。

城陽市は、このような国や京都府の取組に合わせて、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、市民、京都府及び国、事業者等とともに強靱で安心・安全な地域づくりを進めていくため、城陽市国土強靱化地域計画を策定することとする。

なお、本計画が今後の研究成果や国、京都府における議論等を踏まえたもの となるよう、適宜見直しを行っていくものとする。

## 2 計画の位置付け

城陽市国土強靱化地域計画は、強靱化基本法第13条に規定する国土強靱化地域計画として策定するものであり、城陽市の国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針となるべきものとして位置づけるものである。そのため、策定に当たっては、市政運営の指針である城陽市総合計画や城陽市地域防災計画等の国土強靱化に関係する各種計画との調和を図ることとする。

## 3 計画期間

概ね10年後を見据えつつ、5年間を推進期間とする。

## 第1章 基本的な考え方

#### 1 基本目標

災害は、それを迎え撃つ社会の在り方によって被害の状況が大きく異なるものであることから、市民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある大規模自然災害等(以下「大規模自然災害等」という。)の様々な危機を直視して、平時から備えることが重要である。

そこで、いかなる災害が発生しても、「強さ」と「しなやかさ」を持った安心・安全な地域・経済社会が構築されるよう、次の4点を基本目標として本計画を推進することとする。

- ① 人命の保護が最大限に図られること。
- ② 城陽市内の重要な機能が致命的な障害を受けず、維持されること。
- ③ 城陽市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化に資すること。
- ④ 迅速な復旧復興に資すること。

### 2 基本的な方針

事前防災及び減災その他迅速な復旧復興等に資する大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりという国土強靱化の理念を踏まえるとともに、城陽市内で発生した平成24年京都府南部地域豪雨、平成30年台風21号、平成30年6月18日の大阪北部を震源とする地震のほか、東日本大震災、平成26年8月豪雨に伴う広島土砂災害、平成27年9月関東・東北豪雨に伴う鬼怒川決壊、平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨及び令和元年台風19号等をはじめとする過去の災害から得られた教訓を最大限活用しつつ、以下の方針に基づき本計画を推進する。

#### (1) 国土強靱化の取組姿勢

- 激甚化する土砂災害・風水害、切迫する巨大地震に対し、国、京都府、 市町村等の一層の連携強化を図るとともに、市民への情報提供・避難体 制の強化等を継続的に推進すること。
- 城陽市の強靱性を損なう本質的原因として何が存在しているのかをあら

ゆる側面から吟味しつつ、取組にあたること。

- 短期的な視点によらず、時間管理概念を持ちつつ、長期的な視野を持って計画的な取組にあたること。
- 現10小学校区の地域コミュニティから、サンフォルテ城陽、京都山城 白坂テクノパーク、東部丘陵地まで、各地域の多様性を再構築し地域間 の連携を強化するとともに、地域の活力を高めることにより、安心・安 全なまちづくりを進める視点を持つこと。
- 城陽市のあらゆるレベルの経済社会システムが有する潜在力、抵抗力、 回復力、適応力を強化すること。



#### (2) 適切な施策の組み合わせ

- 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、 代替施設の確保等のハード対策と、災害対応体制や避難体制の確保、訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進 するとともに、このための体制を早急に整備すること。
- 行政と事業者や市民が適切に連携及び役割分担して取り組むこと。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に 活用される対策となるよう工夫すること。

#### (3) 効率的な施策の推進

- 社会資本の老朽化等を踏まえ、効率的で効果的な財政運営に配慮して 施策の重点化を図ること。
- 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率 的に施策を推進すること。
- 限られた資金を最大限に活用するため、PPP/PFIによる民間資金の積極的な活用を図ること。
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資すること。
- 人命を保護する観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理 的利用を促進すること。
- 科学的知見に基づく研究開発の推進及びその成果の普及を図ること。

#### (4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること。
- 女性、高齢者、子ども、障がい者、外国人のほか、来訪者にも十分配 慮して施策を講じること。
- 地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に 配慮すること。

## 第2章 城陽市の地域特性等

#### 1 地勢・成り立ち

城陽市は京都盆地の南東部に位置し、西に木津川、東に醍醐、信楽山地に連なる丘陵地をもち、東西9.0km、南北5.4km、総面積32.71kmの市である。

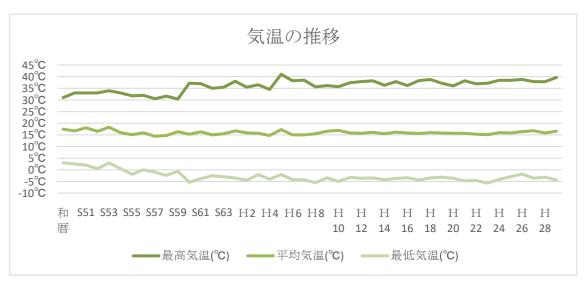
北は宇治市及び久御山町に接し、東は東部丘陵地を経て宇治田原町に連なり、南は井手町に、西は木津川を挟んで八幡市及び京田辺市に相対している。

城陽市の地形は、西部の低地(木津川河谷低地)は、谷底平野の中央を木津川が通り、その両岸に自然堤防上の微高地が発達し、微高地には古くから集落が点在している。また、木津川に注ぎ込む長谷川及び青谷川は天井川となっている。

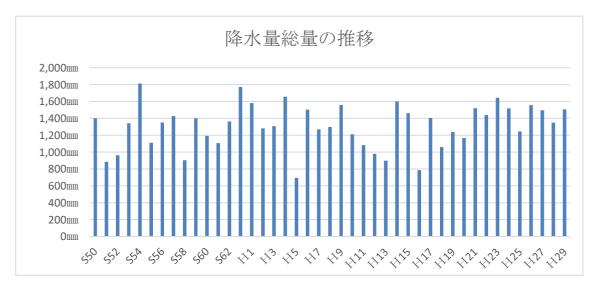
東部の丘陵地(宇治丘陵)は、東の標高250mから西の京都盆地に向かって 扇状地状に広がりながら緩やかに傾斜している。

#### 2 気象

城陽市の気候は瀬戸内海型の気候特性で、暖候期における多量の雨で特徴づけられ、平成30年の年間の平均気温は16.6℃、年間降水量は1,507mmと比較的住みよい気候といえる。



資料:市統計書

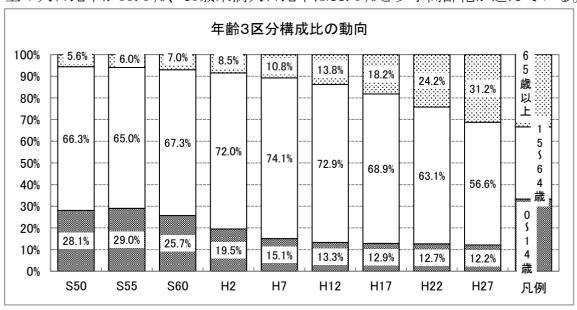


資料:市統計書

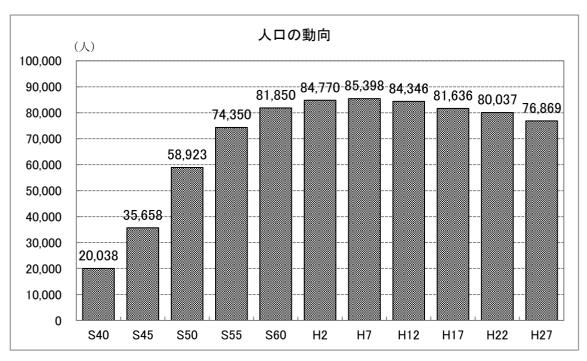
#### 3 人口

城陽市の人口は、平成7年の85,398人をピークに減少し続けており、総人口は、平成27年の国勢調査によると76,869人で、総世帯数は29,884世帯となっている。今後、令和7年にかけてややペースが落ちるものの減少が続くことが見込まれている。

令和元年10月1日の城陽市人口統計表では、総人口76,186人に対し、65歳以上の人口比率が33.3%、15歳未満人口比率は11.6%と少子高齢化が進んでいる。



資料:国勢調査



資料:国勢調査

## 第3章 脆弱性評価

強靱化基本法の趣旨を踏まえ、国土強靱化の推進を図る上で必要な事項を明らかにするため、大規模自然災害等に対する脆弱性の評価(以下「脆弱性評価」という。)を行い、推進すべき施策プログラムを策定する。

#### 1 想定するリスク

市民生活及び経済への影響に鑑み、発生すれば甚大な被害が生じる地震(南海トラフ地震、直下型地震)及び近年頻発している豪雨等による土砂災害・風水害等の大規模自然災害並びにこれらに起因する二次災害を想定するリスクとし、過去の被害状況や発生確率、被害想定等を次のとおり提示する。

#### (1) 地震

#### ① 南海トラフ地震

30年以内の発生確率が70%から80%程度(令和2年1月時点)と高くなっている。内閣府が平成26年(2014年)に発表した被害想定は次表のとおりである。

最		J	的被害	(人)	建物	物被害(極	<b>東</b> )	
最大予	死	負傷	者数	要救助	短期避	全壊	半壊・	焼失建
測	者数		うち	者数	難者数		一部半	物
測震度	双		重傷 者数				壊	
<b>人</b>			有剱					
6強	70	910	150	150		980		6,030

#### ② 直下型地震

京都府が平成18~19年度に実施した「京都府地震被害想定調査」によると、府域周辺には22の断層があり、これらのうち、城陽市に最も大きな被害を及ぼすと考えられる断層は生駒断層帯である。被害想定は次表のとおりである。

最		人	的被害	建物被害(棟)				
大予	死	負傷者数		要救助	短期避	全壊	半壊·	焼失建
予	者数		うち	者数	難者数		一部半	物
測震度	数		重傷				壊	
度			者数					
7	720	4, 130	710	3, 150	43, 590	10,670	10, 350	1, 230

#### (2) 豪雨等による土砂災害・風水害等

城陽市において発生する風水害等のうち最も発生頻度の高いものは、梅 雨前線による大雨、台風による大雨及び台風接近時の梅雨・秋雨前線の活 発化による大雨に伴う洪水及び土砂災害である。

一般的に、洪水による被害を受けやすい地形は「河川氾濫によって形成された地形」、「周辺から水の集まりやすい地形」等であり、城陽市においてはJR奈良線以西の低地一帯がこれに該当する。また、洪水時の破堤箇所は、一般的には河川の屈曲部、河川勾配変化点、河川の合流付近といわれており、大雨時には特に注意が必要となる。

土砂災害は、その現象の違いにより、岩屑が水と混合して土砂の流れとなり谷や渓床に沿って流下する「土石流」、山地斜面の崩壊等による「がけ崩れ」、山自体が塊で滑り落ちる「地すべり」の3つに分類される。

京都府が平成20年度及び21年度に実施した土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査(以下「基礎調査」という。)によると、城陽市域に急傾斜地崩壊危険個所14箇所、土石 流危険渓流4箇所、計18箇所が土砂災害の危険性がある箇所に該当している。

城陽市の風水害を城陽市史等から顧みると、明治時代に木津川が3回、 長谷川、青谷川がそれぞれ1回決壊、昭和18年に木津川春日森付近、昭和 34年に長谷川堤防が決壊した。

なお、昭和28年8月の南山城水害(集中豪雨)では、城陽市の被害は流 出戸数2戸、床上浸水70戸、床下浸水1,300戸、り災者総数2,178人となっ ている。

また、昭和28年9月の台風13号上陸時には、城陽市において家屋半壊35戸、床上浸水200戸、床下浸水1,300戸の被害が出ている。

さらに、昭和61年7月の集中豪雨時には、城陽市の総雨量321mm、時間雨量71mmと記録的な豪雨となり、床上浸水99戸、床下浸水1,367戸、田畑 冠水及び浸水106.7haの被害が発生した。 平成7年8月の集中豪雨時には、城陽市の総雨量128mm、1時間雨量61mmを記録し、城陽市内で床上浸水6戸、床下浸水277戸、道路冠水11箇所の浸水被害を受けた。

その後、平成24年8月の集中豪雨(京都府南部豪雨)時には近畿中部を中心に記録的な豪雨となり、城陽市においても総雨量313mm、1時間雨量73.5mmと過去最大を記録し、城陽市内で床上浸水53戸、床下浸水600戸、古川、嫁付川、宮ノ谷都市下水路、玉池、正道池等の溢水、文化パルク城陽・東部コミュニティセンターの浸水被害を受けた。

直近でも、平成30年9月の台風21号上陸時には近畿、東海、北陸を中心に記録的な暴風となり、城陽市においても最大瞬間風速42.0m/s を観測、この暴風の影響で300件を超える家屋や2億円を超える農畜産物関係の被害を受けた。

一方、土砂災害は基礎調査が実施された18箇所(急傾斜地崩壊危険個所14箇所・土石流危険渓流4箇所)については、平成23年3月に15箇所、平成26年3月に2箇所、平成29年3月に1箇所と、全ての区域が土砂災害警戒区域に指定された。

土砂災害警戒情報は、大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、城陽市の避難勧告等避難情報の発令や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、都道府県と気象庁が共同で発表することとして平成20年から運用が開始されており、平成24年8月の京都府南部豪雨時に初めて城陽市に「土砂災害警戒情報」が発表され、これまで延べ8回発表されているが災害の発生には至っていない。しかしながら土砂災害の発生危険度は、降雨、地形、地質の状況等により異なるため、発生確率は低くとも万一発生した場合には人的被害の拡大に繋がることから、城陽市としては正確な情報収集と的確な避難情報の発令が必須となる。

## 2 起きてはならない最悪の事態

脆弱性評価は、「起きてはならない最悪の事態」を想定した上で行うこととされている(強靱化基本法第17条第3項)。城陽市においては、国土強靱化基本計画で設定された最悪の事態を基本としつつ、8つの「事前に備えるべき目標」と城陽市独自の内容を含めた37の「起きてはならない最悪の事態」を次のとおり設定した。

基本目標		事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態
I. 人命の保護が最	1	大規模自然災害が発生し	1-1	
大限に図られるこ	ļ ·	たときでも人命の保護が		密集地における火災による死者の発生
人民に <u>国</u> 5460 C		最大限図られる		不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		ACCOME STOR		異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
Ⅱ. 城陽市内の重要				大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発
な機能が致命的な			' -	生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
障害を受けず、維			1_5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者
持されること			1 3	の発生
	2	士相描白然災宝祭生直後	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の
Ⅲ. 城陽市民の財産	_	から救助・救急、医療活	2 1	長期停止
及び公共施設に係		動等が迅速に行われる	2-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の
る被害の最小化に		(それがなされない場合		絶対的不足
資すること		の必要な対応を含む)	2-3	救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
				想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の
Ⅳ. 迅速な復旧復興				供給不足
に資すること			2-5	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルート の途絶による医療機能の麻痺
			2-6	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	3	大規模自然災害発生直後		被災による市内の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
				信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		能は確保する		市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	1			電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	7	から必要不可欠な情報通		郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達でき
		信機能は確保する	4 2	ない事態
		IN INCIDENT A D	1_3	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に
			1 3	伝達できない事態
	5	大規模自然災害発生後で	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による
		あっても、経済活動(サ	0 1	国際競争力の低下
		プライチェーンを含む)	5-2	社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギ
		を機能不全に陥らせない	0 2	一供給の停止
			5-3	重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
				基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
				金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発
				生する事態
			5-6	食料等の安定供給の停滞
	6	大規模自然災害発生後であ		電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・
	_	っても、生活・経済活動に		LPガスサプライチェーンの機能の停止
		必要最低限の電気、ガス、	6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止
				下水道施設の長期間にわたる機能停止
		トワーク等を確保するとと	6-4	地域交通ネットワークが分断される事態
		もに、これらの早期復旧を		
		図る		
	7	制御不能な二次災害を発	7–1	市街地での大規模火災の発生
		生させない	7-2	沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
			7-3	防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
			7-4	有害物質の大規模拡散・流出
			7–5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
			7-6	風評被害等による市経済等への甚大な影響
	8	大規模自然災害発生後で	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興
		あっても、地域社会・経	L	が大幅に遅れる事態
		済が迅速に再建・回復で	8-2	道路啓開等の復旧・復興を担う体制等の不足により復旧・
		きる条件を整備する		復興が大幅に遅れる事態
			8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興
				が大幅に遅れる事態
			8-4	高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅
	L		L	に遅れる事態
	_		_	

## 第4章 計画の推進方針

#### 1 施策分野

本計画が対象とする国土強靱化に関する施策分野は、次の10の個別施策分野と2つの横断的分野とする。

#### 【 個別施策分野 】

- (1) 行政機能/警察·消防等
- (2) 住宅・都市/環境
- (3) 保健医療・福祉
- (4) エネルギー
- (5)情報通信
- (6) 産業構造/金融
- (7)農林水産
- (8) 交通・物流
- (9) 国土保全/国土利用
- (10) 伝統・文化の保全

#### 【 横断的分野 】

- (1) リスクコミュニケーション
- (2) 老朽化対策

## 2 施策分野毎の推進方針

1で設定した12の施策分野毎の推進方針(施策の策定に係る基本的な指針)を次に示す。

12 の推進方針は、第3章の2で想定した「起きてはならない最悪の事態」に対して設定した8つの「事前に備えるべき目標」に照らして必要な対応を施策分野毎に分類してとりまとめたものである。

12 の推進方針と8つの「事前に備えるべき目標」の間には相互関係があることから、それぞれの分野における施策の推進にあたっては、主管する部局等を明確にした上で関係する府省庁・地方公共団体等と進捗状況等のデータや工程管理を共有するなど、施策の実効性及び効率性が確保できるよう十分に配慮することとする。

#### 【 個別施策分野 】

#### (1) 行政機能/警察·消防等

#### ① 防災拠点施設等の耐震化・機能維持対策

○ 防災拠点施設における災害時の安心・安全を確保するため、非構造 部材を含めた耐震化の完了を目指すとともに、施設の老朽化対策、代 替施設の確保、設備のバックアップ措置・体制の確保等防災拠点機能 の維持を着実に図る。

<危機・防災対策課、総務部、施設所管部局>

○ 防災拠点としての庁舎における行政機能を維持するため、停電時に おける電源を確保する。

<総務部>

○ 消防庁舎は24時間稼働が求められる防災拠点施設であることも考慮し、施設の老朽化対策、設備のバックアップ措置・体制の確保等、防災拠点機能の維持を着実に図る。

<消防本部>

○ 防災拠点としての消防庁舎における行政機能を維持するため、自家 発電設備等の計画的な更新を図る。

<消防本部>

#### ② 災害対策本部の運営強化等

○ 防災の総合的な計画である城陽市地域防災計画及び城陽市業務継続 計画を社会環境等の変化に応じて見直す。

<危機・防災対策課>

○ 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、各防災機関等と連携 した災害対策訓練を行い、必要に応じて体制、設備等を見直す。

<危機・防災対策課、消防本部>

○ 初動体制を充実・強化するとともに、耐震性のない庁舎については 耐震化を促進し、代替拠点を定める。

<総務部、消防本部>

○ 地域防災の要である消防団器具庫の拠点機能の維持管理を図る。

<消防本部>

#### ③ 応援・受援体制の強化

○ 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に 努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール 城陽の連携・応援体制を構築する。

<危機・防災対策課、企画管理部>

○ 災害発生後に緊急消防援助隊を円滑に受け入れるため、城陽市消防本部緊急消防援助隊受援計画に基づき、応援部隊の集結地確保、適正な部隊運用等円滑な受援体制を構築する。

<消防本部>

○ 城陽市災害時受援計画に基づき、災害対策要員や資機材、物資等を 確保する。また、平時から、国や京都府、他の地方公共団体との連携 を強化し、訓練に参加する。

<危機・防災対策課、消防本部>

#### ④ 京都府及び庁内各部局等間の連携強化

○ WebEOCを効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、京都府等からのリエゾンを活用した訓練、救助・救出活動や物資搬送等の京都府が行う防災訓練への参加、京都府等と共同した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に京都府や庁内各部局等間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。

<危機・防災対策課>

#### ⑤ 救助・救出活動の能力向上

○ 発災時、直ちに対応する消防隊員、消防団員の救助技能の向上のため、訓練施設を活用して実践的な訓練を反復実施し、常時、災害対応力を維持する。

<消防本部>

○ 防火対象物での火災発生防止、危険物施設での火災や漏洩・流出事故の発生及び拡大を防ぐため、立入検査や安全指導等により、引き続き維持管理の徹底を図るとともに自主保安体制の推進強化を図る。

<消防本部>

○ 正確な情報に基づく一体的な避難誘導を行うため、国、京都府、城 陽警察署、消防団、自主防災組織等との連携を強化する。

<危機・防災対策課、消防本部>

○ 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防防災ヘリコプター(京都市消防航空隊)、自衛隊等による 広域受援体制を確立するため、活動拠点となるヘリポート等の機能強 化を図る。

<危機・防災対策課、消防本部>

○ 災害対策要員や装備資機材及び備蓄物資を計画的に確保し、市内で の災害発生に備える。

<危機・防災対策課、消防本部>

○ 研修・教育等を積極的に実施し、市職員等の災害対応能力を向上させる。また、孤立する可能性がある地域を事前に把握するとともに、被災遺族、遺体の埋・火葬許可証の発行、り災証明、弔慰金・見舞金等への対応訓練を行う。

<危機・防災対策課、総務部、市民環境部、福祉保健部、消防本部>

○ 消防、警察、自衛隊、京都府緊急災害医療チーム(DMAT)など 関係機関との合同訓練を通じ、救助をはじめとする災害時の連携体制 を構築する。

<消防本部>

○ 消防車両を計画的に更新・整備し、災害発生時の活動能力を向上させる。

<消防本部>

○ 救急、救助隊員の養成・教育に努めるとともに、車両・資器材の充 実を図り、災害時の有効かつ効率的な活動により、市民の安全を確保 する。

<消防本部>

○ 消防団への機械器具配置を推進し、災害活動体制の更なる迅速化を 図るとともに、持続可能な消防団運営について検討を進める。

<消防本部>

○ 特殊災害発生時、救助・救出活動をより効果的に実施するため、C BRNE災害対策資機材の整備を進めるとともに、専門知識を有する 隊員を育成する。

<消防本部>

#### ⑥ 物資等の備蓄、供給対策

○ 城陽市地域防災計画及び京都府の「公的備蓄等に係る基本的な考え 方」に基づき計画的な備蓄を進めるとともに、京都府との連携や民間 物流事業者との協定に基づき、効率的な物資の調達・提供体制を構築 する。

<危機・防災対策課>

#### ⑦ 行政における業務継続体制の確立

○ 城陽市業務継続計画の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映することにより、業務継続体制の充実を図る。

<全部局等>

○ 実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高め 緊急参集体制の強化を図る。

<危機・防災対策課、消防本部>

○ 職員が被災等により招集が困難となる場合等の業務継続計画を人員・車両規模等に応じ適宜見直しを実施する。

<全部局>

#### ⑧ 警察機能の維持対策の推進

○ 警察機能の不全に備えて、平時から管内事情を踏まえた警察署の移 転先確保等の機能維持対策の推進を図る。

<危機・防災対策課>

○ 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保 するため、警察による警備体制の充実・強化を要望する。

<危機・防災対策課>

#### 9 消防機能の維持対策の推進

○ 消防機能の不全に備えて、平時から移転先の確保等の機能維持対策 を推進する。

<消防本部>

#### 【主な事業】

計画期間内に実施が見込まれる市内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・避難所(北部コミュニティセンター)の耐震化<市民環境部>
- ・避難所(鴻の巣会館)の耐震化<総務部>

#### (2) 住宅・都市/環境

#### ① 住宅の耐震化

○ 昭和56年以前に建築された木造住宅は十分な耐震性を有していない ものが多いため、市民の命を守ることが最優先との観点から、城陽市 建築物耐震改修促進計画に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を 施した住宅(減災化住宅)等、耐震化を一層促進する。

<都市整備部>

○ 耐震診断の必要性や耐震診断士派遣制度について周知することにより耐震診断を促進するとともに、耐震性が不足していると診断された

住宅の改修を支援するため、京都府と連携して、耐震改修に関する補助制度や、税制優遇措置の周知を図り、耐震改修等を促進する。

<都市整備部>

#### ② 多数の者が利用する建築物等の耐震化

○ 特定既存耐震不適格建築物については、城陽市建築物耐震改修促進 計画等に基づいて、耐震化や大規模空間の天井板の改修等を計画的に 促進する。

<都市整備部、施設所管部局>

○ 各鉄道駅舎について、利用者及び周辺住民の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や京都府と連携しながら、耐震化を促進する。

<都市整備部>

○ 屋外広告物の設置に必要な規制を行い、公衆に対する危険の防止を 図る。

<都市整備部>

○ 地震発生の二次災害防止のため、被災宅地危険度判定を速やかに行 えるよう、京都府との連携強化を図る。

<危機・防災対策課、都市整備部>

#### ③ 学校施設等の耐震化

○ 学校施設は、児童・生徒・園児等の学習、生活等の場であるだけでなく、地域住民にとって最も身近な公共施設であり、地震等の災害時には地域住民の避難場所としての役割が求められていることから、非構造部材の耐震化もできるだけ早期に実施し、学校施設全体の耐震化を計画的・効率的に推進する。

<教育委員会事務局>

○ 体育・文化施設は、避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き非構造部材も含めた耐震化を促進する。また、危険性が高い場所について修繕等の適切な対応を行うとともに構造躯体の耐用年数まで安全に使用できるようにメンテナンスサイクルを確立し、

#### ④ 建築物、宅地等の応急危険度判定

○ 京都府が行う被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定 士の養成講習会や訓練等に参加し、危険度判定を早急に実施できる体 制づくりに努める。

<都市整備部、危機·防災対策課>

#### ⑤ 室内の安全対策、火災発生防止対策の推進

○ ホームページ、パンフレット等を活用して、家具の固定等室内の安全対策の重要性について周知を強化するほか、自主防災組織等と連携して家具転倒防止対策や感震ブレーカーの設置等地震対策の強化を推進する。

<危機・防災対策課>

○ 火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)の設置義務の啓発を図り、火災発生の防止対策を進める。

<消防本部>

#### ⑥ 地震や火災に強いまちづくり等の推進

○ 大規模地震による市街地火災等から避難者の生命を守るため、既存 建築物の耐震化や建替えなどを促進する。

<都市整備部>

○ 京都府の調査による大規模盛土造成地について、市民に情報共有を 図る。

<都市整備部>

○ 災害時の避難場所、延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う、土地区画整理事業及び公園緑地整備事業等を京都府と連携しながら推進する。

○ 低層の木造建築物が密集した既存市街地において、細分化された土地の統合、不燃化された共同建築物等の整備を行う、再開発事業等を推進する。

<都市整備部>

○ 住宅の周辺では防火帯として、また災害時には一時集合場所や避難場所、緊急時へリポートとなるオープンスペースとして、公園・緑地の計画的な整備・保全等を図る。また、老朽化する公園施設については、計画的な修繕・更新を進める。

<都市整備部>

○ 倒壊のおそれがあるブロック塀や、落下のおそれがある屋外広告物等について、その安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

<都市整備部、危機・防災対策課>

#### ⑦ ライフライン施設の応急復旧体制の構築等

○ 早期の道路啓開や国や京都府と連携し適切な交通規制を実施できる 体制の整備、関係機関等との災害時応援協定の締結等、災害復旧に係 る協力体制を継続的に確保する。

<都市整備部、危機・防災対策課>

○ 上下水道の応急復旧については、必要となる人材の確保や資機材の 配備、事業継続計画の策定等を行い、業界を越えた体制の構築を図 る。

<上下水道部>

○ 電気、ガス、通信等事業者は、必要となる人材の確保や資機材の配備、事業継続計画の策定等を行い、業界を越えた応急復旧体制の構築を図る。

<危機·防災対策課>

○ 上・下水道については、機能が維持できるよう、それぞれの施設の 特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を 行う。

<上下水道部、施設所管部局>

○ 電気、ガス事業者は、通信等ライフラインの機能が維持できるよう、それぞれの施設の特性を踏まえた耐震化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行う。

<危機・防災対策課>

○ 災害時に、的確に各ライフラインの被災状況、復旧状況等を情報共有し、復旧の日程や箇所等の調整ができるよう、平時から協議会の開催や訓練の実施等により、市と各ライフライン事業者間の連携を強化する。

<危機・防災対策課、上下水道部>

#### ⑧ 上水道施設の耐震化

○ 上水道施設については、災害に強く安定して水道水を供給するため、浄水、配水等の各施設や管路の耐震化及び更新を計画的に進める。

<上下水道部>

○ 上水道施設の耐震化を着実に推進するため、事業者・自治体間の連携により技術職員の育成やノウハウの共有を強化する。

<上下水道部>

#### 9 下水道施設の耐震化

○ 災害時における下水道施設の機能を確保するため、重要管路(幹線 管路等)の耐震化を着実に進める。

<上下水道部>

○ 下水道業務継続計画について、昨今の災害状況の実態に応じた見直 しを進める。

<上下水道部>

#### ① 緊急輸送路等の対策の推進

○ 救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震 化等を推進するとともに、国や京都府等と連携を図りながら、市街地 等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、無電柱化や法面防災対策を 計画的に推進する。

<都市整備部>

○ 防災拠点施設への迅速な緊急車両の通行を確保するため、国や京都 府等と協議を進め、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく耐震 診断義務化道路の指定を検討し、沿道建築物の耐震化を計画的に推進 する。

<都市整備部>

#### ① 被災者の生活対策

○ 避難所となる施設の確保及び耐震化等を推進するとともに、被災者 の健康管理や避難所生活における衛生管理等を適切に行う体制を構築 する。

< 危機・防災対策課、福祉保健部、市民環境部、施設所管部局>

○ 避難所等において、備蓄する仮設トイレに加えてマンホールの上に 便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」について引き続き整備を行う。

< 危機·防災対策課、上下水道部>

#### ① 迅速な被害認定調査、り災証明の発行のための体制整備

<危機・防災対策課、消防本部、総務部、市民環境部>

#### ③ 生活と住居の再建支援

○ 被災者に対する支援・各種相談体制を迅速に整備して早期復興を可

能とするため、平時から、地域コミュニティの強化、災害ボランティア活動、企業による地域貢献活動の環境整備等、「共助」の推進に寄与する取組を支援する。

<全部局>

○ 被災した際、地域コミュニティの維持・活用や復興のための組織の 立ち上げなどにより、復興まちづくり支援が円滑に進む体制を整備す る。

<全部局>

○ 多数の避難者の生活を安定させるため、公営住宅等の活用や民間の 宿泊施設・賃貸住宅等を利用した多様な仮住居を確保する仕組の実効 性を高めるとともに、平時から応急仮設住宅の建設適地の選定を行 い、仮設住宅建設の体制整備を図り、入退去の基準をあらかじめ決め ておくなど、早期に仮設住宅に入居ができる体制を整備する。

<総務部、都市整備部、福祉保健部>

○ 大規模地震等により被災した住宅の再建を円滑に進めるため、地震 保険の普及・啓発に努め、加入を促進する。

<都市整備部、危機・防災対策課>

#### (4) 帰宅困難者の安全確保

○ 帰宅困難者に対する情報提供、避難場所の確保等、支援体制を整備 し、その安全を確保する。

<危機・防災対策課>

○ 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を検討する。

<危機・防災対策課>

○ 帰宅困難者が発生した時に、近隣市町、関係事業者と警察等の実動 組織が連携し、地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を 充実させる。あわせて、企業等に対しては従業員の帰宅困難対策の重 要性を啓発し、対策を促す。

#### (5) 外国人来訪者の安全確保

○ 外国人来訪者に対して、ピクトグラム等デザイン化された視覚情報 による情報提供を行う。

<危機・防災対策課>

○ 外国人来訪者の緊急通報対策として、電話通訳センターを介した三者間同時通訳による多言語対応を構築し、適正な運用を図る。

<消防本部>

#### 16 災害廃棄物処理

○ 廃棄物処理業者等と連携し、体制を維持・強化する。

<市民環境部>

#### 【重要業績指標】

- ・学校トイレの洋式化: 32.5% (R1) →60% (R7) <教育委員会事務局>
- ・水道基幹管路耐震適合率: 36.2% (R1) →70.0% (R9) <上下水道部>
- ・重要な下水管路の地震対策実施(重要な幹線 12.8km中): 43.7%(R 1)→100%(R11)<上下水道部>
- ・住宅の耐震化率: 78.6% (H27) →95% (R7) <都市整備部>
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率:88.8% (H27) →95% (R7) <都市整備部、施設所管部局>
- ・優良建築物等整備事業地区数: 0地区(R2)→2地区(R7) <都市整備部>
- ・都市計画道路の整備率: 41.7% (R1)→52.9% (R8) <都市整備部>
- ・歩道設置率:62.3% (R1) →78.2% (R8) <都市整備部>

#### 【主な事業】

計画期間内に実施が見込まれる市内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ○国、京都府等事業の促進
- ・新名神高速道路(大津〜城陽)<まちづくり活性部>
- JR奈良線の高速化・複線化第二期事業<都市整備部>
- ・国道24号寺田拡幅<まちづくり活性部>
- ・国道24号城陽井手木津川バイパス<都市整備部、まちづくり活性部>
- ・国道307号(市辺~奈島) <都市整備部>
- ・府道山城総合運動公園城陽線(城陽橋)<都市整備部、まちづくり活性部>
- ・府道上狛城陽線バイパス((仮称)南城陽バイパス) <都市整備部>
- ○市事業の推進
- ・(都)東部丘陵線<まちづくり活性部>
- ・ J R 奈良線・近鉄線踏切改良<都市整備部>
- ・市道 242 号線<都市整備部>
- ・市道 132 号線<都市整備部>
- ・市道 10 号線<都市整備部>
- ・市道 11 号線<都市整備部>

- · 市道 5 号線 <都市整備部 >
- ・市道 257 号線<都市整備部>
- ・市道 103 号線<都市整備部>
- ・市道 201 号線<都市整備部>
- ・市道 2389 号線<都市整備部>
- ・市道12号線<都市整備部>
- ・市道 209 号線<都市整備部>
- ・市道 210 号線<都市整備部>
- ・市道 14 号線<都市整備部>
- ・市道 2168 号線<都市整備部>
- ・市道 401 号線<都市整備部>
- ・市道 2094 号線<都市整備部>
- ・山城青谷駅周辺道路整備<都市整備部> (都)新青谷線、(都)山城青谷駅東西線、(都)山城青谷駅東交通広場等
- · (仮称) (都) 長池駅前線<都市整備部>
- ・「京都府道路整備プログラム」に基づく道路整備対象の路線<都市整備部>
- ・「城陽市通学路交通安全プログラム」に基づく未就学児等の移動を含めた通学路等の交通安全対策 が必要な路線<都市整備部>
- ・災害に備えた交通機能の強化が必要な駅(関連する周辺整備事業含む)<都市整備部>
- ・「城陽市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく修繕対象の橋梁<都市整備部>
- ・住宅・建築物安全ストック形成事業<都市整備部>
- ·優良建築物等整備事業<都市整備部>
- · 寺田駅前周辺整備地区<都市整備部>
- ・学校トイレの洋式化<教育委員会事務局>
- ・長寿命化計画に基づく大規模改造工事、長寿命化改修工事<教育委員会事務局>

#### (3)保健医療・福祉

#### ① 医療・福祉施設の耐震化等

○ 医療施設・社会福祉施設等は、24 時間稼働が求められる施設であることも考慮しながら、建築物・設備の耐震化及び設備のバックアップライフラインの確保を早急に図るよう求める。

<福祉保健部、危機・防災対策課>

○ 天井崩壊防止対策、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条で規定する消防用設備等、エレベーターの安全に係る技術基準の指導・啓発等、医療・福祉施設の安全性を確保していく。

<福祉保健部、消防本部>

#### ② 保育所等の老朽化対策の推進

○ 保育所をはじめとする社会福祉施設等において、利用者の安全性を 確保するため、老朽化が著しい施設等の防災・減災対策を推進し、災 害発生時の危険性が高い箇所の修繕、改造、整備等を計画的に促進す る。

#### ③ 災害時の医療・救護体制の整備

○ 宇治久世医師会や医療法人啓信会京都きづ川病院との連携を強化するとともに京都府緊急災害医療チーム (DMAT) 及び災害医療コーディネーターと連携した研修会・訓練を実施する。

<福祉保健部、消防本部>

○ 京滋ドクターへリ及び大阪ドクターへリ等を活用した重症患者の広域搬送体制の構築に連携・協力する。

<福祉保健部、消防本部>

○ 災害用医薬品について、医薬品取扱事業者と協定を締結するととも に、災害用医薬品について、京都府と連携を図り、スムーズな供給体 制を確保する。

<危機・防災対策課、福祉保健部>

○ 各医療機関と情報を共有し、円滑な傷病者搬送を図る。

<福祉保健部、消防本部>

#### ④ 感染症のまん延防止

○ 災害発生後の感染症の発生やまん延を防止するため、京都府と連携 し、平時から予防接種を促進するとともに、被災者の生活全般につい て衛生環境を整備する体制を構築する。

<福祉保健部>

○ 被災地や避難所において長期の避難生活や生活再建を強いられる方 を対象に、保健師等が訪問し健康相談を実施する。

<福祉保健部>

#### ⑤ 特別な配慮が必要な人への支援

○ 災害時の情報伝達体制の整備、安否確認や避難支援を行う者の確保、避難所生活における介助者の確保、個別避難計画の策定等、要配

慮者支援の取組を進める。

<福祉保健部、危機・防災対策課>

○ 自主防災組織をはじめとする地域住民の助け合いによる要配慮者支援の取組をさらに促進する。

<危機・防災対策課>

○ 介護福祉施設において介護福祉人材不足は、発災時においても入所 者等要配慮者の避難体制・安全確保に及ぶことから、介護福祉人材の 確保を図るため、介護福祉士修学資金等貸付制度等を活用し、市内の 介護福祉施設や介護福祉士養成施設等との連携を充実させることで、 市内介護事業所への就業促進を図る。

<福祉保健部>

○ 高齢者や障がい者等の要配慮者の支援体制を確保するため、医療、 保健、福祉等の関係者間で情報共有を進め適切な支援を行える体制づ くりを進める。

<福祉保健部>

○ 病気などにより、食事の準備が困難な 65 歳以上のひとり暮らし及び 高齢者世帯で、毎日の安否確認が必要な方に夕食を宅配し、バランス のとれた栄養の補給と安否確認を行う配食サービス事業では、災害時 にも維持若しくは早期に再開させることができるよう、行政や地域包 括支援センターと委託業者との連携・協力体制を充実させる。

<福祉保健部>

#### 【主な事業】

計画期間内に実施が見込まれる市内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・福祉センターの整備<福祉保健部>
- ・保育所の整備<福祉保健部>
- ・学童保育所の整備<福祉保健部>
- ・保健センター長寿命化事業(建て替え等を含む)<福祉保健部>
- ・既存の小規模高齢者施設等においてスプリンクラー設備等を整備する事業<福祉保健部>
- ・高齢者施設等における利用者等の安全性の確保の観点から行う防災改修等を実施する事業<福祉保 健部>
- ・高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業<福祉保健部>
- ・高齢者施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な経費を支援する事業<福祉保健部>

#### (4) エネルギー

#### ① エネルギー供給の多様化

○ 気候変動影響が深刻化するなか、災害非常時に利用可能な自立・分散エネルギーシステム(再生可能エネルギー設備とEMSや蓄電池を組み合わせた「自立型再生可能エネルギー設備」等)の導入を図る。

<市民環境部>

#### (5)情報通信

#### ① 市民への通信手段の確保

○ 防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する。

<危機・防災対策課、総務部>

○ 市ホームページ、国際交流協会等を通じて、多言語で城陽市防災ブック等防災情報を提供する。

<危機・防災対策課、企画管理部>

○ 聴覚障がい者・ろう者へは、メール配信サービス、テレビ画面文字 伝達、テロップ、パトランプなど、視覚障がい者へは、メール配信サービス(音声読み上げ)、携帯ラジオなど、情報弱者に対する通信手 段について有用なものを検討・周知し、手段確保に向けた推進を図る。

<福祉保健部、消防本部>

○ 安否情報や避難生活に役立つ情報が入手できるよう、Wi-Fi環境の避難所等への充実を図る。

<危機・防災対策課、総務部、施設所管部局>

#### ② 災害危険情報の収集・伝達体制の確立

○ WebEOCを効率的に活用した訓練や災害対策本部会議訓練、京

都府等からのリエゾンを活用した訓練、救助・救出活動や物資搬送等の京都府が行う防災訓練への参加、京都府等と共同した被災者の生活再建支援システムの構築等により、災害発生時に京都府や庁内各部間で円滑に情報を共有し、連携して災害応急対策や復旧・復興対策を実施できるよう、平時から連携体制を構築する。

<危機・防災対策課>

○ 住民自らの迅速かつ的確な避難に役立てるため、防災情報について、よりわかりやすい形でインターネット等を通じて安定的に公開する。

<危機・防災対策課>

○ 緊急情報を伝達する全国瞬時警報システム(J-ALERT)をは じめ、地上デジタル放送、携帯情報端末等、多様な情報伝達手段を整 備し、災害危険情報の迅速・的確な把握や市民への情報共有を推進す る。

<危機・防災対策課>

○ 市民があらかじめ浸水や土砂災害等の災害危険情報等を把握し、自 ら安全を確保する行動がとられるよう、国や京都府との連携を密にす る中で情報のワンストップ化を進めるとともに、分かりやすい情報発 信システムの構築を図る。

<危機・防災対策課、総務部>

○ 消防庁舎の耐震化をはじめ、自家発電機、自家発電機用燃料の備蓄 及び予備蓄電池の設置による災害時の電源確保など、災害に強い消防 通信拠点の構築を図る。

<消防本部>

○ 防災行政無線、広報車、メール配信サービス、ホームページなど、 様々な手段を活用して情報伝達を行うとともに、今後の通信技術の進 展を見据え、総合的な情報伝達システムを構築していく。

<危機・防災対策課、総務部>

#### (6) 産業構造/金融

#### ① 企業の事業継続体制確保の促進

○ 企業の防災体制を強化し、事業継続体制を確保するため、企業の事業継続計画の策定を促進する。

<まちづくり活性部>

○ 企業の防災計画の策定や防災訓練への参加の促進、帰宅困難となった従業員への対策の検討等、企業における防災体制の強化を促進する。

<まちづくり活性部>

#### ② 地域産業の活力維持

○ 発災後に地域の産業の維持・継続・再建に向けた支援体制を速やかに整備できるよう、京都府と連携し、金融機関とも協議する中で準備を進める。

<まちづくり活性部>

#### ③ ライフライン施設の整備

○ 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、上下水道施設の耐震 化・二重化等を進め、平時から適切な維持管理を行うとともに、行 政・事業者間で連携しながら効果的な復旧方策について検討する。

<上下水道部>

○ 企業の経済活動が機能不全に陥らないよう、平時から適切な維持管 理等の普及・啓発を行う。

<まちづくり活性部>

#### (7)農林水産

#### ① 農地・農業用施設の防災対策

○ 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して

二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民や都市住民の多様な参画による共同活動を支援する。

<まちづくり活性部、農業委員会事務局>

#### ② 資材の供給体制の整備

○ 農林水産業者の早期経営再建に向けて必要な資材が安定的に供給されるよう、農道・林道等の確保・整備を推進する。

<まちづくり活性部>

#### ③ 森林の整備・保全

○ 山地災害の防災・減災を図るため、森林経営管理事業等による間伐等の森林整備の着実な実施と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図るとともに、地域住民参加型の森林保全活動を支援する。また、荒廃により災害の原因となるおそれがある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止するための対策を支援する。さらに、森林内での樹林の食害や表土流出などの要因となるニホンジカやイノシシなどの捕獲を推進する。

<まちづくり活性部>

#### ④ 京都府内産農林水産物の風評被害防止

○ 正しい情報の迅速・的確な提供、京都府内産農林水産物の放射性物質検査等の結果の周知等により災害発生後の風評被害を防ぐための仕組みや体制づくりを平時から推進する。

<まちづくり活性部>

#### 【重要業績指標】

・ほ場整備事業実施面積: 12.3ha(R1)→37.8ha(R7) <まちづくり活性部>

#### 【主か事業】

計画期間内に実施が見込まれる市内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

・ほ場整備の検討、実施<まちづくり活性部>

# (8) 交通 • 物流

### ① 道路等の整備・耐震化

○ 道路整備プログラム等に基づき、基幹道路の拡幅・耐震補強、鉄道の駅舎・高架橋の耐震強化や脱線対策等について、京都府と協力しながら推進することにより、道路、鉄道等の安全性を確保し地震に強い交通ネットワークを整備するとともに、被災しても早期に復旧できる体制を整備する。

<都市整備部>

# ② 災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の確保

○ 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを 防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するた め、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に 進める。救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁 の耐震化等を推進するとともに、国や京都府等と連携を図りながら、 市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、無電柱化や法面防災 対策を計画的に推進する。

<危機・防災対策課、都市整備部>

### ③ 交通・物流施設の耐災害性の向上

○ 道路整備プログラム等に基づき、救急救援活動等に必要な緊急輸送 道路や避難路について、橋梁の耐震化を推進するとともに、国や京都 府等と連携を図り、物流施設にも協力を得ながら、市街地等の幹線道 路等必要な重点路線を選定し、無電柱化や法面防災対策を計画的に推 進する。

<危機・防災対策課、都市整備部>

○ 道路整備プログラム等に基づき、医療機関と搬送機関の情報共有・ 連携体制や人員輸送に係る応援協定の締結を進めるとともに、交通安 全施設の整備、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携 を促進することなどにより、緊急輸送体制を適切に確保する。

< 危機·防災対策課、都市整備部>

○ 道路整備プログラム等に基づき、災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、高速道路や国道、府道の整備促進を国、京都府に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった幹線道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、市管理の幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める。

<まちづくり活性部、都市整備部>

# ④ 交通基盤、輸送機関の災害対応力の強化

○ 複軸の交通ネットワークの構築(災害時における輸送モード相互の 連携・代替性の確保)に向けて、高速道路ネットワークや鉄道ネット ワークの整備等を求めていく。

<まちづくり活性部、都市整備部>

○ 小・中学校の通学路や生活道路等を中心とした道路整備の実施により、安心・安全な交通基盤を確保する。

<都市整備部、教育委員会事務局>

# 【重要業績指標】

- ・都市計画道路の整備率: 41.7% (R1) →52.9% (R8) <都市整備部>
- ・歩道設置率:62.3% (R1) →78.2% (R8) <都市整備部>

#### 【主な事業】

計画期間内に実施が見込まれる市内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ○国、京都府等事業の促進
- ・新名神高速道路(大津~城陽) <まちづくり活性部>
- IR奈良線の高速化・複線化第二期事業<都市整備部>
- ・国道24号寺田拡幅<まちづくり活性部>
- ・国道 24 号城陽井手木津川バイパス<都市整備部・まちづくり活性部>
- ・国道307号(市辺~奈島) <都市整備部>
- ・府道山城総合運動公園城陽線(城陽橋)<都市整備部・まちづくり活性部>
- ・府道上狛城陽線バイパス((仮称)南城陽バイパス) <都市整備部>
- ○市事業の推進
- ・(都)東部丘陵線<まちづくり活性部>
- · J R 奈良線・近鉄線踏切改良<都市整備部>
- ・市道 242 号線<都市整備部>
- 市道 132 号線 <都市整備部 >
- ・市道 10 号線<都市整備部>
- ・市道 11 号線<都市整備部>
- ・市道5号線<都市整備部>
- ・市道 257 号線<都市整備部>
- ・市道 103 号線<都市整備部>
- ・市道 201 号線<都市整備部>
- ・市道 2389 号線<都市整備部>

- ・市道 12 号線<都市整備部>
- ・市道 209 号線<都市整備部>
- ・市道 210 号線<都市整備部>
- 市道 14 号線 <都市整備部 >
- ・市道 2168 号線<都市整備部>
- ・市道 401 号線<都市整備部>
- ・市道 2094 号線<都市整備部>
- 山城青谷駅周辺道路整備<都市整備部>
  - (都) 新青谷線、(都) 山城青谷駅東西線、(都) 山城青谷駅東交通広場等
- (仮称) (都) 長池駅前線<都市整備部>
- ・「京都府道路整備プログラム」に基づく道路整備対象の路線<都市整備部>
- ・「城陽市通学路交通安全プログラム」に基づく未就学児等の移動を含めた通学路等の交通安全対策 が必要な路線<都市整備部>
- ・災害に備えた交通機能の強化が必要な駅(関連する周辺整備事業含む)<都市整備部>
- ・「城陽市橋りょう長寿命化修繕計画」に基づく修繕対象の橋梁<都市整備部>

# (9) 国土保全/国土利用

# ① 安心・安全を実現する国土利用

○ 規制の対象となる建築物等の用途・構造が災害の特性や地域の状況 等に即したものとなるよう配慮した上で、土地の利用を適切に制限す るとともに、防災拠点として活用される公共施設や要配慮者利用施設 等については、災害時でも機能するように必要な措置を講じた整備を 推進する。

<危機・防災対策課、施設所管部局>

#### ② 総合的な治水対策

○ 近年、気候変動等に伴うこれまで経験したことのない災害が発生していることから、国、府と連携・協働しながら、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減するため、災害からの安全な京都づくり条例(平成28年京都府条例第41号)、城陽市総合排水計画、城陽市開発指導要綱(平成8年告示第32号)及び城陽市開発指導要綱技術的指導基準に基づき、①河川都市下水路対策(流す対策)、②雨水貯留浸透対策(貯める対策)、③浸水被害軽減対策(備える対策)による総合的治水対策を一層推進する。

<都市整備部>

○ 公園や校庭等を利用した貯留浸透施設の整備、開発行為に伴う調整 池の設置、農地・農業用施設における治水対策に貢献する整備や地域 の取組への支援、森林の雨水貯留浸透機能の確保、土地の遊水機能の 維持に努める。

<まちづくり活性部、都市整備部、教育委員会事務局>

○ 公共建築物への浸水による被害を軽減する機能の具備、排水機場や 樋門の適切な操作に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・ 内水ハザードマップの作成支援、防災情報の高度化、地域防災力の強 化といったソフト対策を行う。

<危機・防災対策課、都市整備部、施設所管部局>

# ③ 河川等施設の整備・耐震化

○ 淀川水系木津川について、関係市町村と連携し、国に対し、要望活動を実施するとともに、国や京都府と協力し、治水対策を進める。

<都市整備部>

○ 一級河川古川、青谷川、長谷川については各河川整備計画に基づく 整備や適切な維持管理を求めるとともに京都府と連携して治水対策を 推進する。

<都市整備部>

○ 市管理河川等については総合排水計画に基づく整備や適切な維持管 理を進め治水対策に努める。

<都市整備部>

# ④ 洪水等各種ハザードマップ作成等のソフト対策

○ 各種ハザードマップの作成(情報の随時追加を含む)をはじめとしたソフト対策を推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現することにより、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る。

<危機・防災対策課>

# ⑤ 総合的な土砂災害対策

○ 砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード対策には多くの時間

と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にあるため、ハード整備の着実な推進を求め、京都府とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定状況、土砂災害警戒情報や土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する。

<危機・防災対策課>

# ⑥ 土砂災害に備えたハード整備

○ 土砂災害の被害を防止するため、土砂災害特別警戒区域内の住宅等 について、土砂災害対策改修や住宅の移転を実施する市民に対する補助制度の周知・運用を行う。

<都市整備部>

○ 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を京都府に要望する。なお、未整備箇所が数多く残されていることから、要配慮者利用施設や避難所等を保全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていただくよう京都府に要望する。

<都市整備部>

# ⑦ 緊急避難場所・避難所の整備等

○ 災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所を整備・指定すると ともに周知を図る。

<危機・防災対策課>

○ 避難所生活において特別な配慮を必要とする要援護者の収容のため に、必要に応じて、協定を締結している福祉施設等に福祉避難所を開 設する。

<危機・防災対策課>

# ⑧ 地籍調査の推進

○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する地籍調査事業を必要に応じて実施する。

<まちづくり活性部>

#### 【重要業績指標】

・準用河川改修率:94.2%(R1)→100%(R8)<都市整備部>

#### 【主な事業】

計画期間内に実施が見込まれる市内の国土強靱化に資する主な事業(ただし、今後の国の事業予算や、関連事業の進捗状況等に応じて変更する可能性がある)

- ・住宅・建築物安全ストック形成事業<都市整備部>
- · 準用河川嫁付川改修 < 都市整備部 >
- · 準用河川今池川改修 < 都市整備部 >
- · 今池川排水区整備<都市整備部>
- •雨水調整池<都市整備部>
- ・城陽市総合排水計画に基づく河川等の改修<都市整備部>

# (10) 伝統・文化の保全

# ① 文化財の保護・保全

○ 文化財所有者等は、文化財建造物の倒壊防止対策、美術工芸品の転倒防止対策等の防災対策を進め、国、京都府と連携し、京都府内にある国、京都府及び市町村が指定等した文化財の情報が掲載されている「京都府文化財データベース(京都府文化財総合目録)」を活用した実践的な防災対策を推進する。

<教育委員会事務局>

○ 市及び文化財所有者等は、国、京都府と連携し、復興に当たって、 町家の再興、伝統産業の継続、被災文化財の修復、史跡・名勝・天然 記念物・文化財環境保全地区・埋蔵文化財包蔵地の保護・保全等、京 都の伝統・文化の保護・承継がなされるよう、平時から体制の構築に 努める。

<教育委員会事務局>

# ② 文化財建造物等の耐震化

○ 文化財建造物は社寺や町並みを構成する建物が多く、不特定多数の

者が訪れることが多い建造物であることから、大規模地震時に、これらの者の生命・身体の安全を確保するため、建造物が倒壊・損壊しないように、耐震診断の実施や文化財の価値を損なわない方法による補強等の耐震対策を促進する。

<教育委員会事務局>

# ③ 文化財の防火対策

○ 文化財所有者等は、消防法(昭和 23 年法律第 186 号)第 17 条で規定する消防用設備等の整備を進め、市は、消防隊が到着するまでの初期消火活動が適切に行われるよう防火講習会等を実施するとともに、文化財防火運動期間等に消防合同訓練等を実施し、文化財防火体制等の構築を推進する。

<教育委員会事務局、消防本部>

# 【重要業績指標】

- ・文化財防火訓練等の実施:3箇所(R2)→3箇所(R6)<消防本部>
- ・文化財建造物の立入検査実施率:100%(R2)→100%(R6)<消防本部>

# 【横断的分野】

### (1) リスクコミュニケーション

# ① 災害危険情報の提供

○ 市民があらかじめ地震や洪水、土砂災害等の災害危険情報等を把握 し、自ら安全を確保する行動がとられるよう、京都府が作成したマル チハザード情報提供システムや城陽市ハザードマップの周知を図る。

<危機・防災対策課>

# ② 市民に対する教育・訓練

○ 城陽市全体の防災力を向上するため、防災の担い手として活動する 人材を育成し、多様な機会を通して市民に正しい防災知識の普及を図 る。

<危機・防災対策課>

○ 将来を担う児童・生徒等を対象とした防災教育を積極的に実施す る。

<教育委員会事務局>

○ 市民等が参加する実践的な訓練を実施し、地域の災害対応体制を強 化する。

<危機・防災対策課>

# ③ 地域の「つながり」の強化

○ 救出・救助活動により多くの生命を守るためには、地域における助け合い「互助・共助」が何より重要であることから、平時から様々な地域活動を通じ顔の見える関係づくりに努める。また、被災者の救出・救助や避難所の運営等地域の防災活動に大きな役割を果たす自主防災組織の育成を図るとともに、若年者の参加や隣接地域及び自主防災組織の連携・協力等により活動の活性化を図る。

<危機・防災対策課、市民環境部>

# ④ 外国籍市民等への災害時支援等

○ 多言語による各種情報の発信、城陽市防災ブックの整備、安心・安全メールによる防災情報の発信を行うとともに、自主防災組織等が実施する防災訓練等の取組を支援することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、城陽市国際交流協会等と協働・連携し、多文化共生施策等を通して、日本語能力が十分でない外国籍市民等が安心して活動できる環境を整える施策を推進する。

<危機・防災対策課、企画管理部>

# ⑤ 自主防災組織の活動促進

○ 自主防災組織及び地域防災活動に取り組む自治会等と連携した危険 箇所の把握、有用情報の調査、地域の防災マップ、地区防災計画の素 案の作成や防災訓練等を促進するとともに、自主防災組織と連携して 地域防災リーダーの育成を進める。

<危機・防災対策課>

# ⑥ 消防団の活性化

○ 消防学校による消防団員の教育訓練や大学生の取組支援等、消防団が活発に活動する地域づくりを進めるとともに、実践的な訓練を取り入れ、消防団の機能強化を図る。

<消防本部>

# ⑦ NPO・ボランティアとの連携強化

○ 城陽市災害ボランティアセンターは常設型であることから、災害ボランティアによる支援活動が円滑に実施されるよう、平時から京都府・市、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体等が相互に連携し、ネットワークを構築する。

<危機・防災対策課>

○ 災害時に各地から集まるNPOやボランティアの受入れ、適材適所 への配置や、被災者のニーズに対する対応等に的確に対処できるよう 訓練を行う。

<福祉保健部>

# ⑧ 迅速な応急復旧等に向けた応援協力体制の確保等

○ 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る。

<都市整備部>

# (2) 老朽化対策

# ① 安心・安全に係る社会資本の適正な維持・更新

○ 市民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽 化対策に合わせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮 できるよう、公共施設等総合管理計画に基づき、耐震性の維持・向上 等にも配慮した計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する。ま た、各施設等の機能を維持するため、日常的には適切な維持管理を行 ○ アセットマネジメントによる効率的・効果的な施設管理を推進するとともに、今後急増するインフラ補修に対応するため、インフラ施設については、長寿命化への取組みを検討するとともに、既に長寿命化計画を策定している施設については、定めた方向性により適切に対応する。大学等教育機関とも連携し、市内企業の技術力強化を図る。

<都市整備部、施設所管部局>

○ 市民が安心して公共施設等を利用できるよう、危険性が高い箇所等 について修繕等の適切な対応を行うとともに、構造躯体の耐用年数ま で安全に使用できるようにメンテナンスサイクルを確立し、施設の安 心・安全を持続的に確保する。

<施設所管部局>

#### 【重要業績指標】

- ・地域防災リーダーの育成:52人(R1)→目標値129人(R7)<危機・防災対策課>
- ・安心・安全メール登録者: 7,333 人(R1) →目標値 12,000 人(R7) <危機・防災対策課>
- ・自主防災組織の防災訓練の実施:10小学校区(R1)→10小学校区(R7)<危機・防災対策課>

#### 【主な事業】

- ・ (再掲) 学校トイレの洋式化<教育委員会事務局>
- ・ (再掲) 長寿命化計画に基づく大規模改造工事、長寿命化改修工事<教育委員会事務局>

# 第5章 計画の推進

# 1 計画の進捗管理

本計画は、概ね10年後のあるべき姿を見据えつつ、今後の社会情勢や施策の進捗状況、目標の達成状況を踏まえ、概ね5年ごとに見直しを実施する。また、計画の進捗管理と見直しを行うための体制を部局横断的に構築してPDC Aサイクルを実践し、毎年度、重要業績指標の進捗状況を公表した上で、施策プログラムを適切に見直していく。

本計画の推進にあたっては、RESAS等ビッグデータを活用しながら、 国、京都府、防災関係機関、市民、地域、NPO、企業、大学等の多様な主体 と連携・協働していく。

# 2 施策の重点化

限られた資源を活用して効率的・効果的に国土強靱化を推進するため、効果の大きさや緊急度等の観点から優先度の高い施策を重点的に進めていく必要がある。そこで、市が担う役割の大きさ、影響の大きさと緊急度の観点から、37の「起きてはならない最悪の事態」の中から地方自治体として特に回避すべき14の事態を以下のとおり選定した。

この特に回避すべき事態に係る施策は、その重要性に鑑み、重点的に推進していくものとする。

	事前に備えるべき目標		特に回避すべき起きてはならない最悪の事態
1	大規模自然災害が発生したと	1-1	市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における
	きでも人命の保護が最大限図		火災による死者の発生
	られる	1-2	不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
		1-3	異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水
		1-4	大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、
			後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	大規模自然災害発生直後から	2-1	被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	救助・救急、医療活動等が迅	2-2	警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	速に行われる(それがなされ	2-5	医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医
	ない場合の必要な対応を含		療機能の麻痺
	む)		

_			
	事前に備えるべき目標		特に回避すべき起きてはならない最悪の事態
3	大規模自然災害発生直後から	3-3	市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
	必要不可欠な行政機能は確保		
	する		
4	大規模自然災害発生直後から	4-1	電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	必要不可欠な情報通信機能は		
	確保する		
5	大規模自然災害発生後であっ	5-4	基幹的陸上交通ネットワークの機能停止
	ても、経済活動(サプライチ		
	ェーンを含む)を機能不全に		
	陥らせない		
6	大規模自然災害発生後であっ	6-4	地域交通ネットワークが分断される事態
	ても、生活・経済活動に必要		
	最低限の電気、ガス、上下水		
	道、燃料、交通ネットワーク		
	等を確保するとともに、これ		
	らの早期復旧を図る		
7	制御不能な二次災害を発生さ	7-5	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	せない	7-6	風評被害等による市経済等への甚大な影響

# 資料

「起きてはならない最悪の事態」毎の脆弱性評価の結果

#### 1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる

# 1-1 市街地での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死者の発生

#### (住宅・建築物等の耐震化)

○ 住宅の耐震化率は、78.6%(平成 27 年)で全国の 82%と比較すると、今後、耐震化を一層促進する必要がある。市民の命を守ることが最優先との観点から、城陽市建築物耐震改修促進計画(平成 29 年 3 月策定)に基づき、減災を含めて幅広く耐震化対策を施した住宅(減災化住宅)等、耐震化を促進する必要がある。

<都市整備部>

○ 医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。

<施設所管部局>

○ 多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。

<都市整備部>

○ 多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や京都府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。

<都市整備部>

#### (地震や火災に強いまちづくり等の推進)

○ 大規模地震による市街地火災のリスクが高い危険な密集市街地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び公園緑地整備事業を京都府と連携しながら推進する必要がある。

<都市整備部>

○ 倒壊のおそれがあるブロック塀や、落下のおそれがある屋外広告物等について、そ の安全性に関する注意喚起等の取組を進める。

<都市整備部、危機・防災対策課>

#### (被災建築物等の危険度判定)

○ 地震発生後の二次災害防止のため、被災建築物応急危険度判定や被災宅地危険度判 定を速やかに実施できるよう、京都府と連携を図る必要がある。

<都市整備部、危機・防災対策課>

○ 京都府の調査による大規模盛土造成地について、市民に情報共有を図る。

<都市整備部>

#### (火災発生の防止対策)

○ 火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅 用消火器の普及、住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)の設置義務の啓発を図り、火 災発生の防止対策を進める必要がある。

<消防本部>

#### (国、府、市町村連携による防災対策)

○ 大規模な被害が想定される地域における防災対策を行うため、国、京都府等と平時 から連携を図る必要がある。

<危機・防災対策課>

#### <指標:現状値>

- ・住宅の耐震化率: 78.6% (H27) <都市整備部>
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率:88.8%(H27)<都市整備部、施設所管部局>
- ·住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)設置率:84%(R1)<消防本部>

#### 1-2 不特定多数が集まる施設の倒壊・火災

#### (不特定多数の者が利用する施設の耐震化等)

○ 医療施設、社会福祉施設、社会体育施設等の公的な施設の耐震化は進捗途上にある。これらの施設は避難場所や救護用施設として利用されるものであり、引き続き耐震化を促進する必要がある。(再掲)

<施設所管部局>

○ 多数の者が利用する建築物及び避難の際に配慮が必要な者が利用する建築物等のうち、耐震診断によって耐震性が不足していることが判明した大規模な建築物については、耐震改修等により耐震化を更に促進する必要がある。 (再掲)

<都市整備部>

○ 多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や京都府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

<都市整備部>

○ 市民生活や経済の基盤となる社会インフラの老朽化が進む中、老朽化対策に合わせて、大規模自然災害発生時にもその機能を十分に発揮できるよう、耐震性の維持・向上等にも配慮した公共施設等総合管理計画に基づき、計画的かつ戦略的な施設管理をより一層推進する必要がある。

<企画管理部、施設所管部局>

# (火災発生の防止対策)

○ 火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅 用消火器の普及、住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)の設置義務の啓発を図り、火 災発生の防止対策を進める必要がある。(再掲)

<消防本部>

#### <指標:現状値>

- ・城陽市学校施設等長寿命化計画の策定(R1)<教育委員会事務局>
- ・学校トイレの洋式化:32.5%(R1)<教育委員会事務局>
- ・多数の者が利用する建築物の耐震化率(再掲):88.8%(H27)<都市整備部、施設所管部局>
- ・住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)設置率(再掲):84%(R1)<消防本部>

# 1-3 異常気象等による広域かつ長期的な住宅地等の浸水

#### (総合的な治水対策の推進)

○ 城陽市域では、過去に浸水被害を経験していることから、城陽市総合排水計画に基づき、河川都市下水路対策(流す対策)、雨水貯留浸透対策(貯める対策)、浸水被害軽減対策(備える対策)による総合的治水対策を一層推進する必要がある。また、開発行為に伴う調整池の設置や土地利用と一体となった減災対策に加えて、避難を円滑かつ迅速に行うための洪水・内水ハザードマップの作成、防災情報の高度化、地域防災力の強化といったソフト対策を行うことにより、計画規模を超える豪雨等にも対処できる総合的な治水対策を国、京都府と連携しながら一層推進する必要がある。

<危機・防災対策課、都市整備部>

#### (河川等施設の整備推進)

○ 淀川水系木津川について、関係市町村と連携し、国に対し、要望活動を実施すると ともに、国や京都府と協力し、治水対策を進める必要がある。

<都市整備部>

○ 一級河川古川、青谷川、長谷川については各河川整備計画に基づく整備や適切な維持管理を求めるとともに京都府と連携して治水対策を推進する必要がある。

<都市整備部>

○ 城陽市総合排水計画に基づく施設整備や河川等の改修に努める必要がある。

<都市整備部>

#### (河川等の整備、維持管理等)

○ 河川堤防、樋門・樋管、頭首工、排水機場等の河川管理施設及び雨水幹線等の施設 について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時等にもこれら 施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改 築工事を進めていく必要がある。

<都市整備部>

#### (農業用水利施設の防災対策)

○ 農業用水利施設の点検とこれを踏まえた施設の改修等のハード対策を実施するととも に、管理体制の強化等による地域の防災情報の共有、市民の防災意識の向上等のソフト 対策も一体的に推進していく必要がある。

<まちづくり活性部>

#### (ハザードマップ作成等のソフト対策の推進)

○ 各種ハザードマップの作成(情報の随時追加を含む)をはじめとしたソフト対策を 推進するとともに、日頃から避難場所や避難経路等を確認できる環境を実現すること により、市民の避難体制の確保や防災意識の向上を図る必要がある。

<危機・防災対策課>

# (国、京都府との連携による防災対策)

○ 大規模な被害が想定される地域における防災対策を行うため、国、京都府等と平時から連携を図る必要がある。

<危機・防災対策課>

#### <指標:現状値>

・準用河川改修率:94.2%(R1)<都市整備部>

# 1-4 大規模な土砂災害 (深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態

#### (総合的な土砂災害対策の推進)

○ 市内には18箇所の土砂災害警戒区域・特別警戒区域があり、砂防えん堤等の防災施設の整備といったハード整備対策には多くの時間と費用がかかり、速やかに市民の生命や財産を守ることができない状況にある。このため、ハード整備の着実な推進に合わせて、京都府とも連携しながら、土砂災害警戒区域等の指定状況や土砂災害警戒情報、土砂災害ハザードマップ等の各種防災情報の提供、市民の防災意識の向上のための啓発活動等のソフト対策も組み合わせて総合的な対策を推進する必要がある。

<危機・防災対策課、都市整備部>

#### (土砂災害対策のハード整備)

○ 土砂災害の被害を防止するため、土砂災害特別警戒区域内の住宅等について、土砂 災害対策改修や住宅の移転を実施する市民に対する補助制度の周知・運用を行う必要 がある。

<都市整備部>

○ 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり 防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を京都府に要望する。 なお、未整備箇所が数多く残されていることから、要配慮者利用施設や避難所等を保 全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていた だくよう京都府に要望する。

<都市整備部>

# (土砂災害警戒区域の指定等)

○ 市域においては、既に区域指定が完了していることから、市民と土砂災害の危険性 を共有し、避難行動にむすびつける取組みを推進する必要がある。

<危機・防災対策課>

#### (森林の整備・保全)

○ 山地災害の防災・減災を図るため、森林経営管理事業等による間伐等の森林整備の 着実な実施と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図るとともに、地域 住民参加型の森林保全活動を支援する必要がある。また、荒廃により災害の原因とな るおそれがある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止す るための対策を支援する。さらに、森林内での樹林の食害や表土流出などの要因とな るニホンジカやイノシシなどの捕獲を推進する必要がある。

<まちづくり活性部>

# (国、府との連携による防災対策)

○ 大規模な被害が想定される地域における防災対策を行うため、国、京都府等と平時から連携を図る必要がある。(再掲)

<危機・防災対策課>

#### 1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

#### (災害に強い情報通信基盤の整備)

○ 迅速かつ的確に避難を誘導するため、京都府河川防災情報の水位計・防災カメラ等から得られる情報を収集し、速やかに安心・安全メールや同報系防災行政無線により市民への情報提供を行い、また、市民自ら情報を収集できるようインターネットサイトの普及を促進する必要がある。

<危機・防災対策課、都市整備部>

○ 防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する必要がある。

<危機·防災対策課、総務部>

# (災害時の通信サービスの確保等)

○ 発電機、予備蓄電池の設置、移動電源車の配備等、電源確保を促進するとともに、 災害用伝言板サービスの提供により市民等への情報伝達の強化を促進する必要があ る。

< 危機・防災対策課>

○ 災害の発生の防御や被害拡大の防止等を図るため、コミュニティ・エフエム等の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)に基づく協定締結報道機関に放送(報道)要請を行う必要がある。

<危機・防災対策課、企画管理部>

# (二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

○ 京都府と連携し、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリング データ等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次 災害を回避する必要がある。

<危機・防災対策課、都市整備部、市民環境部>

#### (関係機関等による情報連絡体制の整備)

○ 緊急時の連絡体制を強化するとともに、消防等の防災関係機関による非常通信設備 の維持・更新を図る必要がある。

<危機・防災対策課、消防本部>

#### (外国籍市民等への災害時支援等)

○ 多言語による生活情報の発信、城陽市防災ブックの整備、安心・安全メールによる 防災情報の発信を行うとともに、自主防災組織等が実施する防災訓練等の取組を支援 することにより、災害時の支援体制の構築を図る。また、城陽市国際交流協会等と協 働・連携し、多文化共生施策等を通して、日本語能力が十分でない外国籍市民が安心 して生活できる環境を整える施策を推進する必要がある。

<危機・防災対策課、企画管理部>

2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)

# 2-1 被災地における食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

# (緊急物資備蓄の促進)

○ 必要量を確保できる備蓄倉庫を整備し計画的な備蓄を進めるとともに、市民や企業に対しては、3日分(可能であれば1週間分)の備蓄推奨に係る啓発を実施する必要がある。

<危機・防災対策課>

○ 給水車の整備、応急給水資材の備蓄等、応急給水の受援体制を考慮し、日本水道協会と連携する必要がある。

<上下水道部>

#### (避難所への支援物資の適切な輸配送)

○ 物資の確保・調達及び輸配送について京都府と連携した体制を構築する必要があ

る。

<危機・防災対策課>

#### (緊急輸送路の確保)

○ 交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理 者との連携、人員輸送に係る応援協定締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通 路をさらに適切に確保する必要がある。

<危機・防災対策課、都市整備部>

#### (緊急輸送道路の整備、維持管理等)

○ 緊急輸送道路等の橋梁、立体交差部、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や暴風対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。

<都市整備部>

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路の代替路線となる幹線市道や指定避難所への 避難路について、道路橋の耐震化や法面防災対策を実施する必要がある。

<都市整備部>

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、高速道路や国道、府道の整備促進を国、京都府に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった幹線道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、市管理の幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。

<まちづくり活性部、都市整備部>

○ 災害発生直後の迅速な道路啓開や河川の応急復旧等に対応するため、地域の建設業団体等との応援協力体制を継続的に確保するとともに、これらの業務を担う地域の建設業者等の育成・確保を図る必要がある。

<都市整備部>

# (災害復旧に係る協力体制の強化)

○ 平時から防災関係機関相互の情報連絡体制や情報共有体制の強化に努めるとともに、企業・団体等との応援協定を締結するなど、オール城陽の連携・応援体制を構築する必要がある。

< 危機・防災対策課、企画管理部>

#### (避難所の体制確保)

○ 避難所の運営体制を整備するとともに、学校、自主防災組織等と連携して避難所開 設時の初動体制確保のための訓練を促進する必要がある。

<危機・防災対策課>

○ 未設置の避難所にWi-Fi設備や太陽光発電等をさらに整備するとともに、飲料

水、電気、ガス、通信等が確保できる体制を整備する必要がある。

<危機・防災対策課、総務部、施設所管部局>

#### 2-2 警察、消防、自衛隊等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

# (救助体制の強化)

○ 災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、城陽市災害時受援計画に基づき、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。

<危機・防災対策課、消防本部>

○ 被害情報収集、救出救助等を行う警察災害派遣隊(広域警察航空隊)、消防防災へ リコプター(京都市消防航空隊)、自衛隊等による広域受援体制を確立するため、活 動拠点となるヘリポート等の機能強化を図る。

<危機・防災対策課、消防本部>

# (消防機能の維持対策の推進)

○ 消防機能の不全に備えて、平時から移転先の確保等の機能維持対策を推進する必要がある。

<消防本部>

# (災害時に備えた資機材整備)

○ 消防の災害対応力強化のため、装備資機材の計画的整備や情報通信基盤の整備など 各種災害発生時への備えが必要である。

<消防本部>

#### (防災拠点の耐震化)

○ 防災拠点施設となる庁舎等の耐震化を計画的に推進する必要がある。

<総務部、消防本部、施設所管部局>

### (消防人材の確保・育成)

○ 消防団への加入を進めるとともに、府立消防学校による消防団員の教育訓練等によりその機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。

<消防本部>

#### (地域防災力の充実・強化)

○ 市民の防災に関する意識を高めるとともに、家庭での備蓄や緊急持ち出し物品の準備、家具の転倒防止対策、住宅用消火器等の設置、地域の防災訓練への参加等、家庭における防災対策を進める必要がある。

<危機・防災対策課、消防本部>

○ 地域での地区防災計画等の作成を促し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。

<危機・防災対策課>

- 教職員の危機対処能力の向上を図り、学校の危機管理体制を強化する必要がある。 <教育委員会事務局>
- 災害の種類別に指定緊急避難場所・指定避難所を整備・指定するとともに周知を図る必要がある。

<危機・防災対策課>

○ 京都府と連携し市の災害ボランティアセンター機能を強化・充実するとともに、自 主防災リーダーや災害ボランティアを育成し、地域防災力を高める必要がある。

<危機・防災対策課>

#### (情報通信の強化)

○ 通信基盤や指令システムを高度化し、消防や救急活動における情報の伝達収集機能 を充実強化するため、指令システムは高機能消防指令システムに更新し、無線設備の 冗長化等、災害に強いシステム構築に努める。

<消防本部>

#### <指標:現状値>

- ・地域防災リーダーの育成:52人(R1)<危機・防災対策課>
- ・消防団の加入促進:100%(275人)(R2)<消防本部>

#### 2-3 救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶

# (災害時におけるエネルギーの確保)

○ 医療施設・社会福祉施設等は、24 時間稼動が求められる施設であることを考慮しながら、災害時の保健医療・福祉活動を継続するため、自家発電装置設置と必要期間の稼働を維持する燃料の備蓄の確保を図るとともに、長期途絶の場合には、関係機関との連携により緊急的な燃料供給が可能となるよう、エネルギー確保に努める必要がある。

<福祉保健部>

#### (緊急輸送路の確保)

○ 交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。(再掲)

<危機・防災対策課、都市整備部>

#### (緊急輸送道路の整備、維持管理等)

○ 緊急輸送道路等の橋梁、立体交差部、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や暴風対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

<都市整備部>

#### 2-4 想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食料等の供給不足

### (一時避難所の確保)

○ 避難所の耐震化を進める必要がある。あわせて、公的施設について避難所指定を促進するとともに、民間施設を避難所として活用できるようにしていく必要がある。

<危機・防災対策課、都市整備部>

#### (帰宅困難者対策)

○ 帰宅困難者が発生した時に、近隣市町、関係事業者と警察等の実動組織が連携し、 地域に応じた対策を円滑に推進できるよう、支援策を充実させる。あわせて、企業等 に対しては従業員の帰宅困難対策の重要性を啓発し、対策を促す必要がある。

<危機・防災対策課、まちづくり活性部>

○ 外国人来訪者に対して、ピクトグラム等デザイン化された視覚情報による情報提供 を行う必要がある。

<危機・防災対策課>

#### (鉄道不通時の代替輸送手段の確保等)

○ 大規模災害時に鉄道が不通となった場合において、観光客を含む帰宅困難者や避難者の大規模移送に対応するため、代替輸送手段の確保等に係る協定を公共交通事業者等と締結するなど、方策を検討する必要がある。

<危機・防災対策課>

#### <指標:現状値>

・多数の者が利用する建築物の耐震化率: 88.8%(H27) <都市整備部、施設所管部局>

# 2-5 医療施設及び医療関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺

#### (市内医療機関等の耐震化)

○ 市内全ての医療機関、社会福祉施設の耐震診断及び耐震改修を促進する必要がある。

<福祉保健部>

#### (特別な配慮が必要な人への支援)

○ 高齢者や障がい者等の要配慮者の避難体制を確保するため、避難行動要支援者名簿等を活用し関係者間での情報共有を進めるとともに、適切な支援を行える福祉避難サポートリーダーや福祉専門職からなる災害派遣福祉チームの養成を充実させる必要がある。

<危機・防災対策課、福祉保健部>

#### (災害時の医療・救護体制の整備)

○ 宇治久世医師会等と連携して災害時医療体制を整備する必要がある。

<福祉保健部>

○ 厚生労働省より「被災者に係る被保険者証等の提示について」の通知があった際に、京都府から医師会に対しての連絡周知とは別に、宇治久世医師会とその対応について確認する必要がある。

<福祉保健部>

○ 宇治久世医師会や医療法人啓信会京都きづ川病院との連携を強化するとともに京都 府緊急災害医療チーム (DMAT) 及び災害医療コーディネーターと連携した研修 会・訓練を実施する必要がある。

<福祉保健部、消防本部>

○ 宇治久世医師会等と連携し、医療機関の被害状況の把握体制や救護所への応援体制、医薬品・医療用品の確保体制を強化する必要がある。

<危機・防災対策課、福祉保健部>

#### (災害時の医療提供のための緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 災害発生時において、交通の寸断により医療機能が麻痺することを防ぎ、救援救助・緊急物資等の輸送ルートを早期に確実に確保するため、代替道路を確保するとともに、生命線となる道路の整備を着実に進める。救急救援活動に必要な緊急輸送道路や避難路について、橋梁の耐震化等を推進するとともに、国や京都府等と連携を図りながら、市街地等の幹線道路等必要な重点路線を選定し、無電柱化や法面防災対策を計画的に推進する必要がある。

<都市整備部>

○ 交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理 者との連携、人員輸送に係る応援協定締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通 路をさらに適切に確保する必要がある。(再掲)

<危機・防災対策課、都市整備部>

# 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

# (被災地・避難所の衛生管理)

○ 避難所における食品衛生確保ガイドラインの普及や断水時に利用可能なトイレ、臨時し尿収集・処理体制の確保、放浪動物・危険動物の保護・収容体制の確立等衛生環境の維持体制を確立する必要がある。

<福祉保健部、市民環境部、施設所管部局>

○ マンホールの上に便座等を設けることにより、迅速にトイレ機能を確保できる「マンホールトイレ」を整備する必要がある。

< 危機 · 防災対策課、上下水道部>

○ 感染症のまん延防止のため、府と連携し、被災者の衣食住等、生活全般について衛生環境を整備する体制の構築を図る必要がある。あわせて、避難所における衛生管理により感染症等を予防する。

<福祉保健部、市民環境部>

○ 被災者等の健康管理やメンタルケアの充実を図る必要がある。

<福祉保健部>

#### (防疫対策)

○ 感染症の発生・まん延を防ぐため、京都府等と連携し、平時から予防接種を促進するとともに、消毒や害虫駆除等を行う体制を構築する必要がある。

<福祉保健部、市民環境部>

#### (下水道施設の耐震化)

○ 災害時における汚水処理機能を確保するため、幹線管渠の耐震化を着実に進める必要がある。

<上下水道部>

#### 3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

#### 3-1 被災による市内の警察機能の大幅な低下による治安の悪化

# (警察機能の維持対策等)

○ 警察機能の不全に備えて、平時から管内事情を踏まえた警察署の移転先確保等の機 能維持対策の推進を要望する必要がある。

<危機・防災対策課>

○ 被災地、避難所等における各種犯罪を防止し、被災者の安全を確保するため、警察 による警備体制の充実・強化を要望する必要がある。

<危機・防災対策課>

# 3-2 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

# (緊急輸送交通管制施設の整備)

○ 信号柱、大型標識柱、交通監視カメラや交通規制表示板、信号機電源付加装置など 交通安全施設等の整備を要望する必要がある。

<都市整備部>

# 3-3 市職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

#### (庁舎等の防災拠点機能の確保)

○ 市の防災拠点施設(庁舎、避難所等)の耐震化及び災害時の電源確保を計画的に推 進する必要がある。

<危機・防災対策課、施設所管部局>

○ 災害対策本部の代替施設の機能を確保していく必要がある。

<危機・防災対策課、総務部、消防本部>

#### (災害対策活動の初動体制の整備)

○ 災害発生時の迅速な初動体制を確立するため、府と連携した実践的な災害対応訓練や研修の実施、各防災機関等における緊急参集体制の整備・強化、マニュアルの見直しや改善を促す必要がある。

<危機・防災対策課>

#### (業務継続体制の整備)

○ 実践的な災害対応訓練や研修を実施し、職員の災害対応能力を高めるとともに、緊 急参集体制を強化する必要がある。

<危機・防災対策課、企画管理部>

○ 城陽市業務継続計画の検証と見直しを随時行い、地域防災計画にその考え方を反映 することにより、業務継続体制の充実を図る必要がある。

<全部局等>

#### (災害情報の収集体制の強化)

○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。

<危機・防災対策課>

#### 4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する

#### 4-1 電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止

#### (災害に強い情報通信基盤の整備)

○ 防災関係機関相互の情報共有と市民への迅速な情報伝達を図るため、防災拠点・重要拠点のネットワークの完全二重化、通信システムの業務継続性の確保・強化を促進する必要がある。

<危機・防災対策課、総務部>

○ 通信指令室と災害対策本部との情報通信方法を多重化(衛星電話等)にし、災害時 の通信を確保する必要がある。

< 危機・防災対策課、消防本部>

## (災害情報を迅速・的確に把握するシステムの整備)

○ 災害情報の的確な把握や情報共有を推進するため、スマートフォンやタブレット端末等を活用し、現場から災害情報を迅速に収集するシステムの構築が必要である。

<危機・防災対策課、総務部、都市整備部>

# (防災拠点施設等における電源の確保)

○ 防災拠点施設等において、電力供給停止に備え、自家発電機、自家発電機用燃料の 備蓄や予備蓄電池等を適切に設置しておく必要がある。

<危機・防災対策課、消防本部>

#### 4-2 郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態

○ 日本郵便株式会社をはじめ、信書配達事業者の事業継続計画については、実効性を 確保できるよう、必要に応じて見直しを行う必要がある。

# 4-3 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

#### (市民への情報伝達)

○ 城陽市安心・安全メールの登録者数を拡大するとともに、地上デジタル放送や携帯 情報端末を活用した情報伝達体制を確立し、訓練を実施する必要がある。

<危機・防災対策課>

○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)や広報・防災無線、広報車、避難誘導車 の活用等による警報伝達体制を拡充する必要がある。

<危機・防災対策課、企画管理部>

○ 市民が自ら的確な避難が行えるよう、土砂災害警戒区域等の周知やハザードマップ の利活用を促進する必要がある。

<危機・防災対策課>

#### (二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

○ 京都府と連携し、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリング データ等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次 災害を回避する必要がある。(再掲)

<危機・防災対策課、都市整備部、市民環境部>

#### <指標:現状値>

・安心・安全メール登録者:6,852人(H26)<危機・防災対策課>

5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全 に陥らせない

#### 5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下

#### (企業等における体制の確立)

○ 企業における防災計画の策定や防災訓練への参加の推進等、防災体制の強化を促進 する必要がある。

<まちづくり活性部>

#### (緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 緊急輸送道路等の橋梁、立体交差部、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や暴風対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

<都市整備部>

○ 施設整備や耐震化を推進するとともに、同時多発被災による機能不全や機能の停止 に対応できるようにする必要がある。

<都市整備部>

○ 市内幹線道路のリダンダンシー確保の観点から、幹線道路やこれを補完する道路を 整備する必要がある。

<まちづくり活性部、都市整備部>

# 5-2 社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止

#### (ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

○ 各ライフライン機関の施設の耐震化及び事業継続計画の策定と実践的な防災訓練を 促す必要がある。

<都市整備部、上下水道部>

# (緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 緊急輸送道路等の橋梁、立体交差部、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や暴風対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

<都市整備部>

#### 5-3 重要な産業施設の損壊、火災、爆発等

#### (救助体制の強化)

○ 災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、城陽市災害時受援計画に基づき、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

<危機・防災対策課、消防本部>

# 5-4 基幹的陸上交通ネットワークの機能停止

### (緊急輸送路等の整備、維持管理等)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、高速道路や国道、府道の整備促進を国、京都府に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった幹線道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、市管理の幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)

<まちづくり活性部、都市整備部>

○ 交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。(再掲)

<危機・防災対策課、都市整備部>

○ 緊急輸送道路の橋梁、立体交差部、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や暴風対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

<都市整備部>

○ 救助や物資供給を行うための緊急輸送道路、幹線道路等の整備を推進するとともに、 リダンダンシー確保の観点から、これらの重要な道路を補完する道路についても整備す る必要がある。

<まちづくり活性部、都市整備部>

○ 複軸の交通ネットワークの構築(災害時における輸送モード相互の連携・代替性の

確保)に向けて、高速道路ネットワークの着実な整備促進を進めていく必要がある。 <まちづくり活性部、都市整備部>

○ 施設整備や耐震化を推進するとともに、城陽市業務継続計画の検証と見直しを随時 行い、同時多発被災による機能不全、輸送機能の停止に対応できるようにする必要が ある。

<都市整備部>

# 5-5 金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態

#### (連携型業務継続計画の確立)

○ 地元金融機関による連携型業務継続計画を確立させ、金融サービスが機能停止しないよう地元金融機関の連携体制を強化する必要がある。

<まちづくり活性部>

# 5-6 食料等の安定供給の停滞

# (流通関係事業者等による連携・協力体制の拡大)

○ 災害時にも食品流通に係る事業を維持若しくは早期に再開させることを目的として、災害対応時に係る流通関係事業者、行政等による連携・協力体制を拡大・定着させる必要がある。

<危機・防災対策課>

#### (緊急輸送路等の整備、維持管理等)

○ 交通安全施設の整備、道路橋の耐震化、放置車両の撤去に係る民間団体と道路管理者との連携、人員輸送に係る応援協定締結等により、災害時の緊急輸送路、緊急交通路をさらに適切に確保する必要がある。(再掲)

< 危機・防災対策課、都市整備部>

○ 緊急輸送道路等の橋梁、立体交差部、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害の発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や暴風対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

<都市整備部>

6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要最低限の電気、ガス、上下 水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

# 6-1 電力供給ネットワーク(発変電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止

#### (電力の確保)

○ 電力供給の耐災害性を高めるため、電力施設や供給設備の耐震性の確保と電力保安 用通信ルートの2ルート化を促進する必要がある。

<施設所管部局>

○ エネルギー供給源の多様化を図るため、再生可能エネルギー等の自立・分散型エネルギーの導入を促進する必要がある。

<市民環境部>

#### (ガスの確保)

○ ガス供給施設やガス充填施設の耐震性能が維持される必要がある。

<総務部、都市整備部>

○ 都市ガス、LPガスの施設・供給設備の耐震化と家庭用の感震機能付マイコンメーターの普及を促進する必要がある。

<総務部、都市整備部>

#### (ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

○ 各ライフライン機関の施設の耐震化及び事業継続計画の策定と実践的な防災訓練を 促す必要がある。(再掲)

<都市整備部、上下水道部>

○ 災害時に的確に各ライフラインの被災状況、復旧情報等を情報共有し、復旧の日程 や箇所等の調整ができるよう、平時から市と各ライフライン事業者間の連携を強化す る必要がある。

<都市整備部>

# 6-2 上水道等の長期間にわたる供給停止

#### (上水道施設の耐震化)

○ 上水道の機能確保を図るため、浄水施設や基幹管路等の耐震化を推進する必要がある。

<上下水道部>

# (ライフラインの耐震化と事業継続体制の確立)

○ 各ライフライン機関の施設の耐震化及び事業継続計画の策定と実践的な防災訓練を 促す必要がある。(再掲)

<都市整備部、上下水道部>

#### 6-3 下水道施設の長期間にわたる機能停止

# (下水道施設の耐震化、BCPの策定・運用等)

○ 汚水処理機能を確保するため、幹線管渠の耐震化を進めるとともに、老朽化施設の 改築・更新や非常時の電源確保等を推進していく必要がある。

<上下水道部>

○ 下水道業務継続計画について、昨今の災害状況の実態に応じた見直しを進める。

<上下水道部>

#### 6-4 地域交通ネットワークが分断される事態

#### (輸送ルート確保の強化)

○ 災害発生時において、救援救助・緊急物資輸送等のための陸と海のルートを確実に早期に確保し、交通ネットワークが分断される事態とならないよう、道路ネットワークの相互利用による広域支援ルートの確保や輸送モード間の連携等による複数輸送ルートの確保を図るなど整備を進める必要がある。さらに、国や京都府等と連携を図り緊急輸送道路等の橋梁の耐震化、無電柱化、法面対策及び重要な交通施設を守るためにも治水、土石流等の対策を着実に推進する必要がある。

<都市整備部>

○ 道路啓開や支援物資の輸送を迅速に行うため、災害時応援協定を締結する民間団体 等との連携体制を維持する必要がある。

<危機・防災対策課、都市整備部>

#### (高規格道路のミッシングリンクの解消)

○ 復旧復興は災害に強い高規格道路を起点として行われることから、確実かつ円滑に 救援・救助活動を行うため、高規格道路のミッシングリンクの早期解消に向け取り組 む必要がある。あわせて、高速道路ネットワークの6車線化やスマートICの設置 等による機能強化を国に求めていく必要がある。

<まちづくり活性部>

#### (鉄道施設の耐震化)

○ 多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や京都府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

<都市整備部>

# (緊急輸送道路等の整備、維持管理等)

○ 緊急輸送道路の橋梁、立体交差部、擁壁等の既存ストックについて、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、大規模自然災害発生直後でもこれら施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や暴風対策等の防災対策とあわせて計画的な修繕や改築工事を進めていく必要がある。(再掲)

<都市整備部>

#### <指標:現状値>

- ・都市計画道路の整備率:41.7%(R1)<都市整備部>
- ・歩道設置率:62.3%(R1)<都市整備部>

#### 7 制御不能な二次災害を発生させない

# 7-1 市街地での大規模火災の発生

#### (密集市街地対策)

○ 大規模地震による市街地火災のリスクが高い危険な密集市街地については、既存建築物の耐震化や不燃化、建替えなどを促進する必要がある。また、災害時の避難場所や延焼を遮断する空間、支援活動の拠点となる公園や道路等の整備を面的に行う土地区画整理事業及び公園緑地整備事業を京都府と連携しながら推進する必要がある。 (再掲)

<都市整備部>

○ 倒壊のおそれがあるブロック塀や落下のおそれがある屋外広告物等について、その 安全性に関する注意喚起を行う等の取組を進める必要がある。 (再掲)

<都市整備部>

#### (火災発生の防止対策)

○ 火気の使用停止、ガス及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動や、住宅用消火器の普及、住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)の設置義務の啓発を図り、火災発生の防止対策を進める必要がある。(再掲)

<消防本部>

○ 災害発生時も利用可能な消防水利の整備を進めるとともに、火気の使用停止、ガス 及び電気の遮断等、火災の発生を防止するための行動を市民に啓発する必要がある。

<消防本部>

#### (救助体制の強化のための耐震化)

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱 化、法面防災対策等を着実に実施する必要がある。

<都市整備部>

#### (文化財の防火対策)

○ 文化財所有者等は、災害時においても使用可能な防災設備を整備するとともに、設備の日常点検や防火訓練等を実施する必要がある。

<教育委員会事務局、消防本部>

○ 府・市は、文化財所有者等と地域住民等との共助体制の構築に向けた支援をする必要がある。

<教育委員会事務局>

# <指標:現状値>

- ·住宅用防災警報器(住宅用火災警報器)設置率(再掲):84%(R1)<消防本部>
- ・文化財防火訓練等の実施:3箇所(R2)<消防本部>
- ・文化財建造物の立入検査実施率:100%(R2)<消防本部>

#### 7-2 沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺

#### (緊急輸送道路の沿道建築物の耐震化等)

○ 防災拠点施設への迅速な緊急車両の通行を確保するため、国や京都府等と協議を進め、沿道建築物の耐震化を計画的に推進する必要がある。

<都市整備部>

○ 救急救援活動等に必要な緊急輸送道路や避難路について、道路橋の耐震化や無電柱 化、法面防災対策等を着実に実施する必要がある。(再掲)

<都市整備部>

○ 電柱等の倒壊により道路が閉塞されることを防ぐため、市街地等の幹線道路等特に対 応が必要な重点路線を選定し、無電柱化等を計画的に推進していく必要がある。

<都市整備部>

# 7-3 防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生

#### (関係機関の連携強化と避難体制の強化)

○ 平成 25 年台風 18 号においては、府内の天ヶ瀬ダム等でただし書き操作(異常洪水時防災操作)による緊急放流を行い、日吉ダム、大野ダムではサーチャージ水位(洪水時設計水位)を超えるなど切迫した状況となった。今後、この教訓を踏まえ、サーチャージ水位を超える出水も想定して国、府、市町村等、関係機関との一層の連携強化と市民への情報提供、避難体制の強化を図る必要がある。

<危機・防災対策課、都市整備部、消防本部>

### (危険情報の収集・提供体制の確立)

○ 土砂災害、地すべり、重要施設の耐震化・液状化・排水等に係るハード・ソフト対策を適切に組み合わせて推進するとともに、河川堤防、道路・橋梁の被害状況等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次災害を回避する必要がある。

<都市整備部>

# (河川管理施設等の整備、維持管理等)

○ 河川堤防、樋門・樋管、頭首工、排水機場等の河川管理施設及び雨水幹線等の施設 について、アセットマネジメントによる適切な管理に努め、異常豪雨時等にもこれら 施設の機能が確実に発揮されるよう、耐震化や防災対策とあわせて計画的な修繕や改 築工事を進めていく必要がある。(再掲)

<都市整備部>

# 7-4 有害物質の大規模拡散・流出

# (企業の防災対策)

○ 化学物質や毒物・劇物を保有する企業における適正管理、必要な資機材の整備、訓練の実施や事故発生を想定したマニュアル整備を促進する必要がある。

<消防本部>

#### (特別管理廃棄物の処理)

○ アスベストやPCB等の特別管理廃棄物の適正処理を進める必要がある。

<施設所管部局>

#### (災害対応能力の向上)

○ 災害対策要員や資機材、物資等を確保するとともに、城陽市災害時受援計画に基づき、関係各機関や府、市町村と連携した合同訓練を実施し、災害対応能力の向上を図る必要がある。(再掲)

<危機・防災対策課、消防本部>

#### (二次災害を引き起こす可能性のある危険情報の収集と提供体制の確立)

○ 京都府と連携し、河川の堤防、道路・橋梁の損壊等の被害状況、環境モニタリング データ等を早期に収集し、関係機関及び市民等への情報提供を図ることにより、二次 災害を回避する必要がある。(再掲)

<危機・防災対策課、都市整備部、市民環境部>

#### 7-5 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

### (災害危険箇所の整備)

○ 広域的に同時多発する土砂災害の被害を防止するため、土石流対策施設、地すべり 防止施設、急傾斜地崩壊防止施設等の土砂災害防止施設の整備を京都府に要望する。 なお、未整備箇所が数多く残されていることから、要配慮者利用施設や避難所等を保 全する箇所を優先するなど、緊急性の高いものから着実に重点的に整備を進めていた だくよう京都府に要望する。(再掲)

<都市整備部>

#### (森林の整備・保全)

○ 山地災害の防災・減災を図るため、森林経営管理事業等による間伐等の森林整備の 着実な実施と治山事業の推進による森林の災害防止機能の向上を図るとともに、地域 住民参加型の森林保全活動を支援する必要がある。また、荒廃により災害の原因とな るおそれがある森林については、要適正管理森林制度等を活用し、二次災害を防止す るための対策を支援する。さらに、森林内での樹林の食害や表土流出などの要因とな るニホンジカやイノシシなどの捕獲を推進する必要がある。(再掲)

<まちづくり活性部>

#### (農地・農業用施設の保全管理)

○ 農地の荒廃や崩壊を防ぎ、農業用排水路等を適正に管理・保全して二次災害を防止するための対策を支援するとともに、農業者のみならず、地域住民や都市住民の多様な参画による共同活動を継続的に支援する。

<まちづくり活性部、農業委員会事務局>

# 7-6 風評被害等による市経済等への甚大な影響

#### (農林水産業の風評被害対策)

○ 正しい情報の迅速・的確な提供や、府内産農林水産物の販売促進等により災害発生 後の風評被害を防ぐための早期復興を目指した支援の仕組みや体制づくりを進める必 要がある。

<まちづくり活性部>

8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を 整備する

#### 8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

# (災害廃棄物の処理の推進)

○ 一時期に大量に発生することが予想される災害廃棄物を速やかに処理できる体制を 構築し、維持する必要がある。

<市民環境部>

# 8-2 道路啓開等の復旧・復興を担う体制等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

#### (建設業等の担い手の確保・育成等)

○ 地震、浸水、土砂災害、雪害等の災害時において、道路啓開や河川等の復旧・復興 を迅速に行うため、応急対策業務や被害状況調査等について、民間の関係団体との応 援協力体制を継続的に確保するとともに、こうした業務を担う地域建設業者の育成・ 確保を図る必要がある。

<都市整備部>

#### 8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

### (地域防災力の強化)

○ 地域での地区防災計画等の作成を促し、自主防災組織を中心に住民や学校、企業等が協力し、防災教育や防災訓練の実施、防災資機材の整備等地域防災力の充実・強化を図る必要がある。(再掲)

<危機・防災対策課>

○ 地区防災声かけ運動など、被害を軽減するための運動を啓発する必要がある。

<危機・防災対策課>

# (防災教育の実施)

○ 毎年、全校で学校安全計画及び危険等発生時対処要領の確認・改善を促進するとと もに、地域、専門家等と連携し、避難訓練への参画や防災ワークショップの実施、安 全マップづくりなど、防災教育を推進する必要がある。

<教育委員会事務局>

#### (消防人材の確保・育成)

○ 消防団への加入を進めるとともに、府立消防学校による消防団員の教育訓練等によ

りその機能強化を図り、消防団が活発に活動する地域づくりを推進する必要がある。 (再掲)

<消防本部>

#### (消防機能の維持対策の推進)

○ 消防機能の不全に備えて、平時から移転先の確保等の機能維持対策を推進する必要がある。(再掲)

<消防本部>

#### <指標:現状値>

- ・自主防災組織の防災訓練の実施:10 小学校区<危機・防災対策課>
- ・消防団の加入促進:100% (275人) (R2) <消防本部>

# 8-4 高速道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

# (鉄道施設の耐震化)

○ 多くの乗降客のある主要な鉄道駅舎、輸送量の多い区間の橋梁や高架橋等の鉄道施設について、利用者の安全を確保する観点から、各鉄道事業者や京都府と連携しながら、耐震対策を促進する必要がある。(再掲)

<都市整備部>

#### (緊急輸送路等の整備、維持管理等)

○ 災害発生時に人員や物資等緊急輸送にかかる交通が確保されるよう、高速道路や国道、府道の整備促進を国、京都府に求めていくとともに、広域幹線道路と一体となった幹線道路ネットワークの形成のため、インターチェンジや防災拠点等へのアクセス等、市管理の幹線道路の未整備箇所の早期供用開始に向けた取組を着実に進める必要がある。(再掲)

<まちづくり活性部、都市整備部>

## (災害情報の収集体制の強化)

○ 被害状況を早期に把握し、復旧計画を速やかに立案するため、情報収集体制を強化する必要がある。(再掲)

< 危機・防災対策課>

#### (地籍調査の推進)

○ 被災後の迅速な復旧、復興を進める上で重要となる土地境界等の情報を整備する 地籍調査事業を推進する必要がある。

<まちづくり活性部>

# 用語の説明

用語	説明
	【ア行】
アセットマネ	道路や橋梁などの公共施設について、将来的な損傷・劣化
ジメント	等を予測・把握し、最も費用対効果の高い維持管理を行うこ
	と。
安心・安全メ	地域の安心・安全対策を推進するため、気象情報・防災情
ール	報・防犯情報など緊急にお知らせする必要のある内容を事前
	に登録いただいた携帯電話やパソコンに電子メールで配信す
	るメールサービス。
	【カ行】
感震ブレーカ	地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレー
<u> </u>	カーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具。不在時
	やブレーカーを落として避難する余裕がない場合に電気火災
	を防止する有効な手段。
京都府の「公	自助・共助による物資確保を補完するための、公助による
的備蓄等に係	物資確保を定めたもので、
る基本的な考	①全壊・焼失により個人による備蓄が活用できなくなった短
え方」	期避難者及び他地域からの支援等が困難な発災後 24 時間内
	に対応するための重点備蓄品目及び数量についてを府・市
	町村で共同備蓄すること
	②市町村は、重点備蓄品目以外の生活物資や避難所運営資機
	材の備蓄や調達に努力。京都府は、市町村間の融通及び流
	通在庫方式での調達等を通じた物資の確保を実施すること
	の2つを基本的な考え方としている。
京都山城白坂	国道307号の沿道に位置する工業団地。
テクノパーク	工業系の企業立地を図る地区として、民間による開発が進
	められている。
	令和2年4月末時点において、20区画のうち18区画に
	13社の企業が進出し、そのうち12社がすでに操業を開始
	されている。
緊急災害医療	「災害急性期に活動できる機動性を持った、専門的なトレ
チーム(DM	ーニングを受けた医療チーム」と定義され、災害派遣医療チー
AT)	ーム: Disaster Medical Assistance Team の頭文字をと
	って「DMAT(ディーマット)」と呼ばれている。1隊の
	構成は医師1名、看護師2名、業務調整員1名の4名を基本
	とし、大規模災害や多数傷病者が発生した事故などの現場
	に、急性期(おおむね 48 時間以内)から活動できる医療チー
	ム。 ※京教佐では、京教佐阪各災宝医療チール(京教DMAT)
	※京都府では、京都府緊急災害医療チーム(京都DMAT)   が記録されている
	が設置されている。

用語	説明
コミュニティ	市区町村内の一部の地域において、地域に密着した情報を
・エフエム	提供するため、平成4年1月に制度化された超短波放送局
	(FM放送局)のこと。
	※市は、災害時における放送要請に関する協定をエフエム宇
	治放送株式会社と平成24年4月1日に締結している。
	【サ行】
災害医療コー	災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活
ディネーター	動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療調整
	本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等
	を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健
	医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うこと
	を目的として、都道府県により任命された者。
災害ボランテ	災害時における市民生活の早期復旧を目指す災害ボランテ
ィアセンター	ィア活動を安全かつ円滑に行うために、平常時からボランテ
	ィア及び関係機関・団体等の協力体制を確立するとともに、
	市民への啓発と防災の喚起を行う組織のこと。
サプライチェ	製品の原材料・部品の調達から、製造、在庫管理、配送、
ーン	販売、消費までの全体の一連の流れのこと。
サンフォルテ	新名神高速道路のインパクトを活用した新たなまちづくり
城陽	の第1弾として取り組みを進めてきた、久世荒内・寺田塚本
	地区土地区画整理事業地区の愛称。
	※新名神高速道路城陽インターチェンジに隣接しており、進
	出企業 32 社でサンフォルテ城陽ネットワークを構築してい
	る。
自主防災組織	城陽市立小学校の校区ごとに設置された自治会連合会を基
	に自主的に防災活動を行う組織のこと。
城陽市防災ブ	城陽市をとりまく自然災害のうち、洪水・土砂災害・地震
ック	に対する防災意識の向上を目的として、各種の被害想定及び
	ハザードマップを盛り込んだもの。
	平成30年3月に作成し、平成30年7月に全戸配布した。
	また、令和2年2月に城陽市国際交流協会が多言語版(や
	さしい日本語・英語・中国語・ベトナム語)、令和2年6月
	に朗読ボランティア「陽声」が音声版をそれぞれ作成され
	た。
スマートIC	高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バ
	スストップから乗り降りができるように設置されるインター
	チェンジであり、通行可能な車両(料金の支払い方法)を、
	ETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジのこ
	と。

用語	説明
全国瞬時警報	弾道ミサイル情報、緊急地震速報、津波警報など、対処に
システム(J	時間的余裕のない事態に関する情報を携帯電話等に配信され
-ALER	る緊急速報メール、市町村防災行政無線等により、国から住
T)	民まで瞬時に伝達するシステムのこと。
	【夕行】
地域防災リー	自主防災組織の育成を図るとともに、災害が発生した場合
ダー	において、初期消火、負傷者の救出救護その他の防災活動を
	迅速かつ効果的に行うことを目的とし、当該自主防災組織が
	推薦したものの中から市長が委嘱するもの。
東部丘陵地	城陽市都市計画マスタープランの中で、東部丘陵地域と区
	分されている地域の内、東部丘陵地整備計画の対象地域とし
	て指定している山砂利採取地及びその跡地を含むエリア。面
	積は城陽市全体の面積の約13%を占める約420ha。
	【八行】
ピクトグラム	文字や会話によるコミュニケーションの困難な人が、正し
	く理解できるようにするための視覚記号(サイン)のこと。
	※本市では、非常ロやトイレの目印、避難場所の説明に活用
	している。
	【マ行】
マイコンメー	ガスメーターに、マイコン制御器を組み込んであり、急激
ター	な供給量の増加、振動、長時間使用など異常時においてガス
	供給を遮断する安全装置の付いたガスメーターのこと。
マルチハザー	インターネットを通じて京都府の水害や地震などの地図情
ド情報提供シ	報について提供する京都府のサイトのこと。
ステム	「水害」、「地震・津波」、「土砂災害」、「防災情報」に
	ついて閲覧することができ、任意に災害情報を複数選択し重
	ね合わせて表示することができる。
	また図形を簡易的に作図でき、独自の防災マップを作成、印
	刷できる。
ミッシングリ	主要都市間等を連絡する高規格幹線道路等のうち未整備の
ンク	部分。
	その解消により、主要都市間の物流コストの軽減や周辺部
	の企業立地の増加、観光地への観光客数の増大等が促進さ
	れ、生産額の増加や雇用誘発など様々な経済波及効果が期待
	される。
., .	【
リエゾン	京都府等から派遣され、被災状況や支援ニーズを把握し、
	京都府等への報告のほか、状況に応じて技術的助言を実施す
	る災害対策現地情報連絡員のこと。
リスクコミュ	災害や環境問題、原子力施設などから人類や生態系が受け
ニケーション	る影響・リスクをめぐり、企業、専門家、行政、消費者、地
	域住民などの間で行われる情報伝達のこと。

用語	説明
リダンダンシ	自然災害等による障害発生時に、一部の区間の途絶や一部
<b>-</b>	施設の破壊が全体の機能不全につながらないように、予め交
	通ネットワークやライフライン施設の多重化や、予備の手段
	が用意されていること。
	[A~Z]
ВСР	BCP (Business Continuity Plan) とは業務継続計画
	のことで、災害発生時の人、モノ、情報及びライフラインな
	どの利用できる資源に制約がある状況下でも、適切に業務を
	執行することを目的としたもの。
CBRNE災	化学剤(Chemical)、生物剤(Biological)、放射性同
害	位元素(Radiological)、核(Nuclear)、爆発物(E
EMS	xplosive) を原因とする災害の総称。Energy Management Systemの略。
EMS	ISO50001 として国際規格化されたエネルギー管理体系
	「13030001 として国际規格化されたエネルギー 管理体系   であり、事業者がエネルギー使用に関して、方針・目的・目
	標を設定し、計画を立て、手順を決めて管理する活動を体系
	的に実施できるようにした仕組みを確立する際に必要な要求
	事項を定め、全ての組織に適用できる標準規格。
РСВ	Poly Chlorinated Biphenyl (ポリ塩化ビフェニル) の
	略。
	水に極めて溶けにくく、沸点が高い等の物理的特徴を持つ
	主に油状の物質。
	耐熱性、絶縁性に優れ、科学的にも安定であることから、
	絶縁油など多用途に使用されてきたが、脂肪に溶けやすく、
	慢性的な摂取により体内に徐々に蓄積され、さまざまな症状
	を引き起こすことが明らかとなったため、現在では製造・輸
	入及び使用は原則禁止されている。 ************************************
PDCAサイ	業務プロセスなどを管理・改善する手法の一つで、計画
クル	(Plan) →実行 (Do) →評価 (Check) →改善 (Action)
	という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロ
PFI	セスを改善・最適化していく手法。 Private Finance Initiativeの略。
	Private Finance Initiativeの略。   公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に、民間の資
	公共施設等の設計、建設、維持官達及の連貫に、民間の員   金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行
	立こノリバリを招加し、公共リーとへの提供を民間主導で1    うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図ると
	いう考え方のこと。
L	

用語	説明
PPP	Public Private Partnershipの略。
	小さな政府を志向し、「民間にできることは民間に委ね
	る」という方針により、民間事業者の資金やノウハウを活用
	して社会資本を整備し、公共サービスの充実を進めていく手
	法のこと。
	具体的には、民間委託、指定管理者制度、PFI、民営化
	など。
RESAS	Regional Economy (and) Society Analyzing System
	の略。
	経済産業省と内閣官房(まち・ひと・しごと創生本部事務
	局)が提供している産業構造や人口動態、人の流れなどの官
	民ビッグデータを集約し、可視化するシステムのこと。
	地域経済分析システムという表現も用いられる。
WebEOC	米国 Intermedix 社製の危機管理ツールで、災害対策本部
	(Emergency Management Center)における危機管理時の
	情報やコミュニケーションを集約するW e b ブラウザベース
	の情報共有プラットフォーム。
	京都府では、府がクラウドでシステムを持ち、市町村がそ
	のユーザーになって情報共有を図っている。